

11 宮津市文化財保存活用地域計画 【京都府】

【計画期間】 令和6~15年度（10年間）

【面 積】 169.32km²

【人 口】 約1.7万人



◆ 指定等文化財件数一覧◆

| | | 国 | | 府 | | | 市 | 合計 |
|-----------|-----------------------------|--------|----|-------|-------|----|----|-----|
| | | 指定・選定等 | 登録 | 指定・選定 | 登録・暫定 | 決定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | 4 | 7 | 10 | — | 6 | 29 |
| | 絵画 | 1 | 0 | 4 | 9 | — | 8 | 22 |
| | 彫刻 | 6 | 0 | 5 | 7 | — | 14 | 32 |
| | 工芸品 | 5 | 0 | 2 | 1 | — | 3 | 11 |
| | 書籍・典籍 | 1 | 0 | 2 | 2 | — | 2 | 7 |
| | 古文書 | 3 | 0 | 6 | 3 | — | 2 | 14 |
| | 考古資料 | 1 | 0 | 3 | 6 | — | 2 | 12 |
| 民俗文化財 | 歴史資料 | 0 | 0 | 1 | 0 | — | 2 | 3 |
| | 有形の民俗文化財 | 1 | 0 | 0 | 5 | — | 10 | 16 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 2 | 2 | — | 5 | 9 |
| 記念物 | 記録等の措置 | 2 | — | — | — | — | — | 2 |
| | 遺跡（史跡） | 2 | 0 | 0 | 2 | — | 0 | 4 |
| | 名勝地（名勝） | 1 | 0 | 3 | 0 | — | 1 | 5 |
| | 動物・植物・地質・生物（天然記念物） 天然記念物 | 0 | 0 | 1 | 1 | — | 8 | 10 |
| 文化的景観 | | 1 | — | 1 | — | — | — | 2 |
| 文化財環境保全地区 | | — | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 合計 | | 26 | 4 | 37 | 48 | 1 | 63 | 180 |

指定等文化財は、180件

未指定文化財は、584件把握

◆ 歴史文化の特徴 ◆

コンセプト

歴史文化の特徴

都人もあこがれた
天橋立と都市・海・山の歴史世界

天橋立をとりまく歴史都市
-丹後府中・文珠門前町、宮津城下町-

天橋立への往来と日本海交流

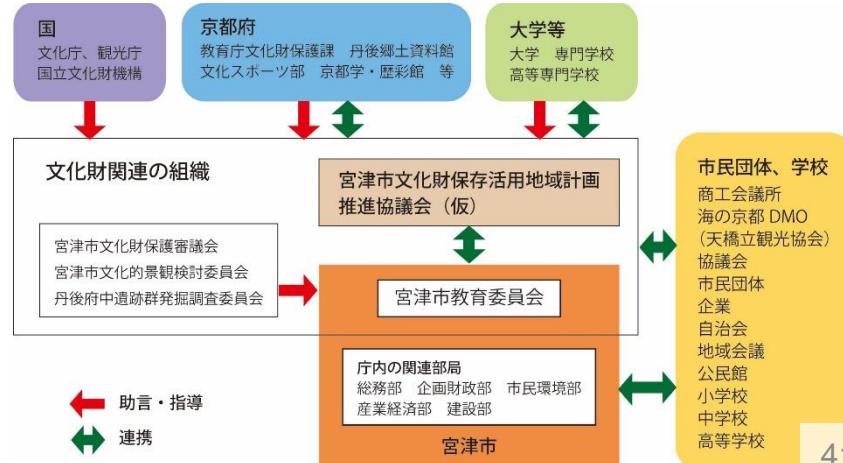
若狭湾を舞台にした生活

丹後半島の山を舞台にした生活

地域社会と祭礼、年中行事

- 天橋立をとりまく府中、文珠、宮津地区に古代国府、中世守護所、近世城下町や門前町が展開し、京都府北部の中心地として発展。
- 日本三景の天橋立への往来や、北前船などの日本海交易など、交流・往来の拠点として発展。
- 若狭湾を舞台として、養老、宮津、栗田地区で網漁や水産加工品業が発展。
- 丹後半島の山間部に、棚田や笠葺き屋根が美しい山村集落が展開。
- 各地区に伝承される祭礼や年中行事が、地域コミュニティーの維持において重要な役割を果たしている。

◆ 推進体制 ◆



歴史文化でつなごう宮津の過去・現在・未来

基本方針1
地域の宝を、「調べ、高める」

- これまで行ってきた調査を継続的に実施し、新しい価値を掘り起こすことで、宮津市の歴史文化を高めていく必要がある。
- 天橋立周辺の地区以外についても、京都府や大学、地区公民館、地域会議、市民団体などと連携して調査を充実する必要がある。 等

基本方針2
地域の宝を、「保存・継承」

- 地域バランスに配慮した国、府、市の文化財の指定、登録、選定等をさらに推進する必要がある。
- 指定、登録、選定等文化財の適切な維持管理を行う必要がある。
- 文化財の防災・防犯対策を充実する必要がある。
- 資料の一体的な保管について検討をする必要がある。 等

基本方針3
地域の価値の共有・知り・人材育成する

- これまで取組みが充実していた天橋立周辺の地区について、普及啓発事業を継続的に実施する必要がある。
- 市民が文化財を身近に触れ、楽しみ、文化財の保存・活用の担い手となっていくように、市民参加型事業を創設する必要がある。
- これまで取組みが少なかった地域や子供を対象とする事業について、学校教育、社会教育と連携して取り組みを充実する必要がある。 等

基本方針4
地域の宝を、「整備・公開・磨き、発信する」

- 宮津地区について、都市計画、景観計画と連携した町並み保全の制度を構築し、重層的に運用する必要がある。
- 関連文化財群や文化的景観、日本遺産などのストーリーに基づいて、地域ブランドを磨く必要がある。
- Webによる情報発信を強化するとともに、写真、動画などのデジタルデータ化、動画コンテンツの充実を進める必要がある。 等

11 宮津市文化財保存活用地域計画【京都府】

I - 1 既存の調査事業の継続

I - 2 大学、市民連携による調査対象の拡大

II - 1 文化財の指定・登録・選定等の推進

II - 2 指定等文化財の適切な維持管理の実施

II - 3 防災・防犯対策の充実

II - 4 関連施設の維持管理の実施

III - 1 既存の普及啓発事業の継続的な実施

III - 2 社会教育、学校教育による普及啓発の充実

III - 3 市民参加型プログラムの創設

III - 4 市民主催事業への協力

IV - 1 重要文化的景観と景観まちづくりの推進

IV - 2 旧三上家住宅、宮津市歴史資料館の活用

IV - 3 歴史文化にもとづく地域ブランディングの推進

IV - 4 Web発信の強化とデジタルコンテンツの充実

1 市内重要遺跡の発掘調査

丹後府中遺跡群などの継続的な範囲内容確認調査を実施し、古代国府、中世守護所や雪舟「天橋立図」の解説を目指す。(行政・大学等/R6~15)

6 大学、市民団体などと協力した調査事業の推進

京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）をはじめ、大学、地元の研究グループ、市民団体等と連携協力して調査事業を推進。(行政・市民団体・大学等・学校/R6~15)

7 文化財の指定・登録・選定

指定・登録・選定等文化財の価値を明らかにするため、調査を推進する。(行政・大学等/R6~15)

11 指定等文化財、未指定文化財の修理、整備、災害復興

国、府、市指定等文化財や未指定文化財の修理、整備、災害復興等に係る調整を行う。(行政・市民団体・大学等/R6~15)

17 防災・防犯の周知と防災訓練の実施

所有者等に防災・防犯の周知を図るとともに、防災訓練を実施する。(行政・市民団体・大学等/R6~15)

28 ふるさとみやづ学（大人版）の推進

各地域の市民が、地元の歴史文化をみつめ直す歴史講座を創設する。主に公民館など社会教育事業として実施する。(行政・市民団体等・大学等/R6~15)

31 子供学芸員の創設

子供自らが地域の歴史文化に触れ、調べ、伝えることができる社会教育プログラムを創設する。(市民団体・学校・大学等/R6~15)

35 文化的景観保護推進事業の推進

宮津地区における文化的景観の価値を明らかにするとともに保存活用計画を検討する。(行政・市民団体等・大学等/R6~7)

53 宮津城下町のデジタルマップの作成とWeb発信

古地図と現在の地図を見比べながらまちなかを散策できるデジタルマップの作成と運用を行う。(行政・市民団体・大学等/R6~15)

関連文化財群

主な構成要素

和泉式部が和歌に詠んだ
丹後国府と天橋立

古代国府

1 古代

天橋立を望む府中地区には古代国府が置かれ、和泉式部らが和歌に詠む、貴族の憧れの地だった。



雪舟や足利義満を魅了した
中世の宗教世界

丹後府中

2 中世

中世の丹後府中の姿は、雪舟「天橋立図」に見事に描かれており、足利義満らを魅了した。



細川親子が基礎を築いた
城下町と近代宮津

宮津城下町

3 近世
近代

城下町が築かれた宮津地区は、近世・近代をつうじて丹後の中心都市として発展した。

靈場・名所・観光
—天橋立の往来—

【重文景】

靈場・名所
観光4 参詣
觀光

天橋立への参詣や観光の歴史が、社寺や旧跡、旅館などに刻まれ、「往来の文化的景観」として日本の旅文化の展開を物語る。



日本海交易と北前船 【日本遺産】

日本海交易
北前船5 海の
交流

宮津地区や、由良川水運の拠点・由良地区を舞台とするダイナミックな日本海交易の遺産。



暮らしの中の天橋立
—その形成と保全の歩み—

天橋立

6 自然

日本を代表する景勝地・天橋立の景観は人々の努力によって守られています。



海の京都
—日本海を舞台にした生活文化—

海の京都

7 渔村
生活

津々浦々の漁村に根付く、伝統的な生活と信仰。



棚田と藤織りの里 【府文景】

棚田の里

8 里山
生活

美しい里山に展開する、エコロジカルな生活文化。

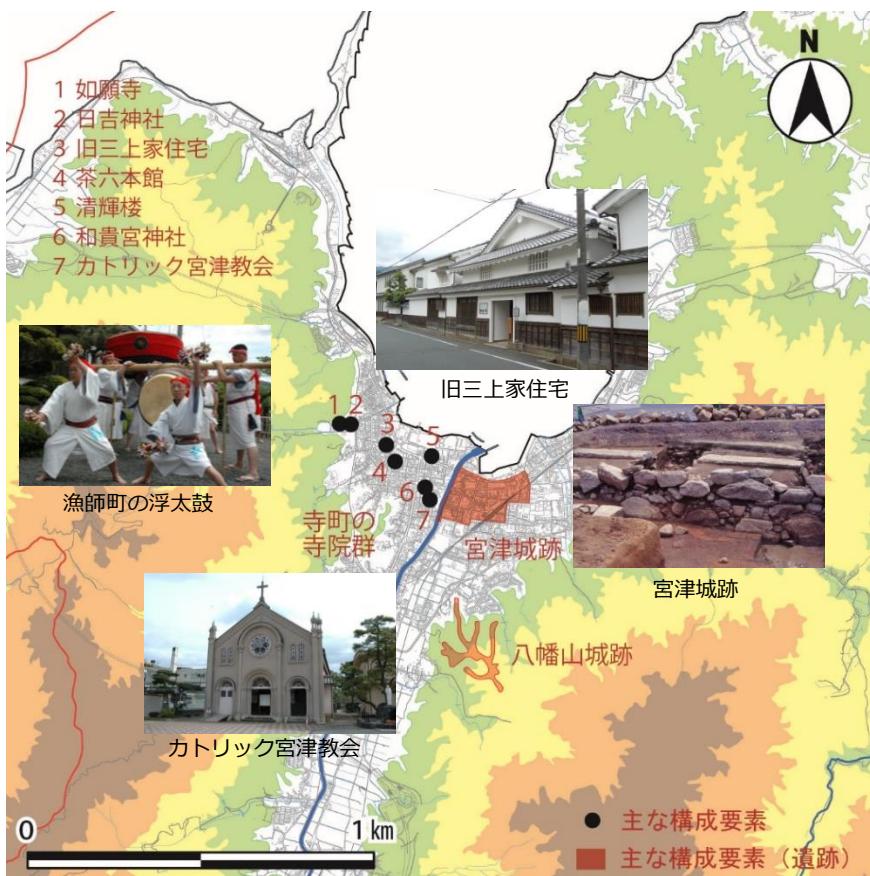


■ 概要 ■

天正8年（1580）、細川藤孝・忠興は、織田信長の命を受けて丹後に進攻し、宮津城や城下町を築いた。江戸時代に京極家が藩主となると、宮津城や城下町が再興された。地上に残る宮津城の遺構はわずかであるが、発掘調査によって縄張りが復元されている。また、城下町の西南部には現在も寺町が残されるとともに、城下有数の商家であった旧三上家住宅が江戸時代の繁栄を物語る。また、近代の宮津地区は公共施設や金融機関が集中し、京都府北部の中心都市として発展した。特に、城下町が展開した大手川左岸は都市構造に大きな変化がみられず、現在も近世城下町の地名や町割り、両側町の屋敷割りが残されている。近・現代の各時代を代表する商家建築、教会建築、近代建築などが点在し、大正時代から昭和初期の伝統的な町家も多くみられる。

日吉神社では江戸時代の藩祭・宮津祭が継承されるとともに、盆踊り「宮津おどり」や灯籠流し、地蔵盆など伝統的な年中行事や民俗芸能が受け継がれ、地域社会の結びつきを支えている。

■ 主要な構成文化財 ■



■ 課題 ■

- これまでの調査を継続的に進める必要がある。
- 指定・登録・選定等文化財の適切な維持管理を行うとともに防災・防犯対策を進める必要がある。
- 子供を対象とした普及啓発を充実する必要がある。
- 重要文化的景観保護推進事業や景観まちづくりを進めるとともに、Webによる情報発信を推進する必要がある。

■ 方針 ■

- 調査を継続的に実施し、新しい価値を掘り起こすことで歴史文化を高める。
- 指定・登録・選定等文化財の適切な維持管理を行い防災・防犯対策を進める。
- ふるさとみやづ学（子供版）を推進し、子供達が地域の歴史文化を学ぶ機会を創設する。
- 重要文化的景観保護推進事業や景観まちづくりを進め、地域の魅力を高めるとともに、Webによる情報発信を強化する。

■ 主要な措置 ■

6 大学、市民団体などと協力した調査事業の推進

京都府立大学地域貢献型特別研究（ACTR）をはじめ、大学、地元の研究グループ、市民団体等と連携協力して調査事業を推進。

（行政・市民団体・大学等・学校／R6～15）

29 ふるさとみやづ学（子供版）の推進

小中一貫教育を通じて、宮津や地域の歴史文化を学ぶ機会を創設する。学校教育事業として実施する。

（行政・学校・大学等／R6～15）

53 宮津城下町のデジタルマップの作成とWeb発信

古地図と現在の地図を見比べながらまちなかを散策できるデジタルマップの作成と運用を行う。

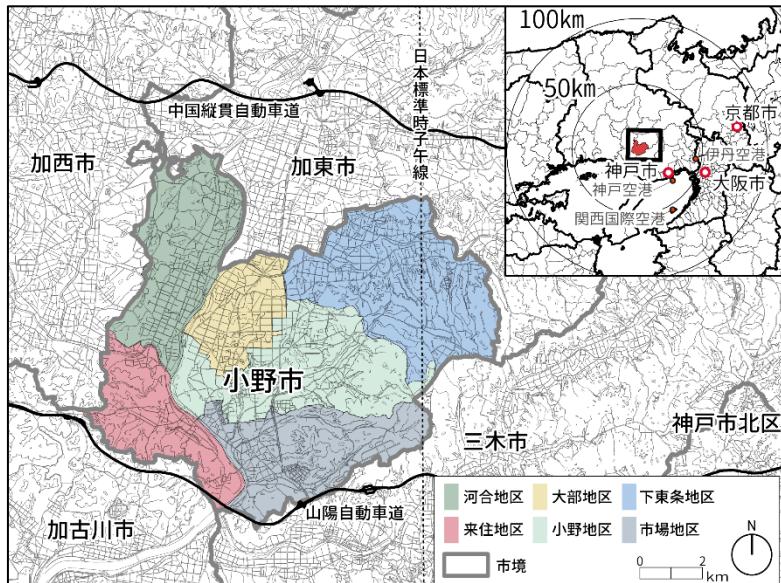
（行政・市民団体・大学等／R6～15）

12 小野市文化財保存活用地域計画【兵庫県】

【計画期間】 令和6～15年度（10年間）

【面 積】 93.84km^2

【人口】 約4.8万人



指定等文化財件数一覧 (令和5年4月現在)

| 区分 | | 国 | | | | 県 | | 市 | 合計 |
|---------------|------------|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| | 指定※1 | 選定 | 選択 | 登録 | 指定 | 登録 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 4 | | 0 | 3 | 0 | 5 | 12 | |
| | 美術工芸品 | 絵画 | 2 | 0 | 0 | | 0 | 2 | |
| | | 彫刻 | 4 | 0 | 3 | | 1 | 8 | |
| | | 工芸品 | 4 | 0 | 0 | | 2 | 6 | |
| | | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 0 | | 2 | 2 | |
| | | 古文書 | 0 | 0 | 0 | | 3 | 3 | |
| | | 考古資料 | 0 | 0 | 1 | | 3 | 4 | |
| | | 歴史資料 | 0 | 0 | 0 | | 3 | 3 | |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| 文民 化俗 財 | 有形の民俗文化財 | 0 | | 0 | 0 | | 2 | 2 | |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | |
| 記念物 | 遺跡 | 1 | | 0 | 2 | | 2 | 5 | |
| | 名勝地 | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 0 | |
| | 動物・植物・地質鉱物 | 0 | | 0 | 0 | | 1 | 1 | |
| 文化的景観 | | | 0 | | | | | 0 | |
| 伝統的建造物群 | | | 0 | | | | | 0 | |
| 合計 | | 15 | 0 | 0 | 9 | 1 | 25 | 50 | |

※1 建造物・彫刻のうちそれぞれ1件は国宝 ※空欄は制度が存在しないものを意味します。

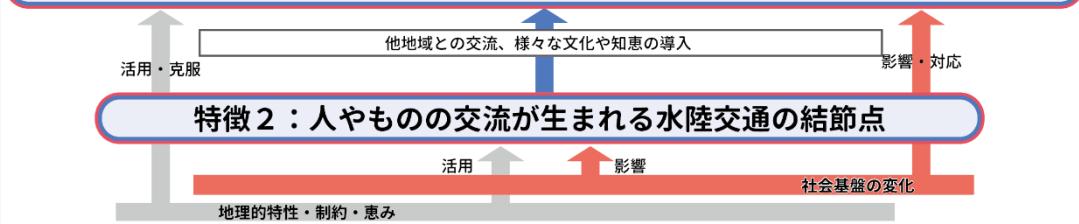
指定等文化財は、50件 未指定文化財は、3,404件把握

歴史文化の特徴と8つの歴史文化のテーマ

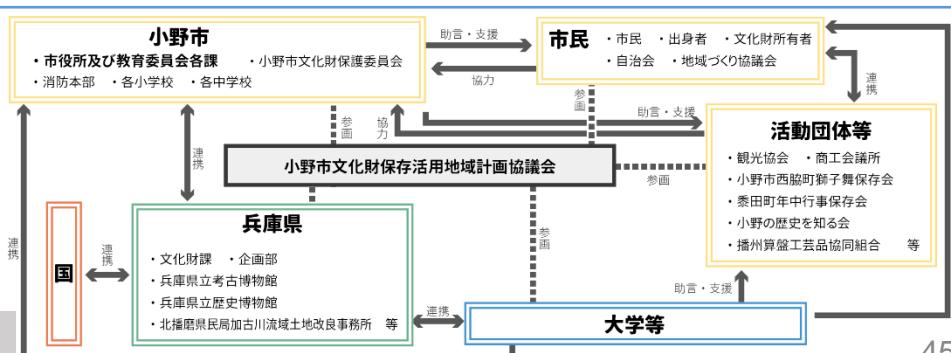
歴史文化の8つのテーマ



特徴1：大河と段丘を舞台に受け継がれるフロンティアスピリット



推進体制



【基本理念】文化財の保存と活用を通じて人々の幸福を追求する

総合ビジョン 基本理念
将来像 愛着と誇りを育み 未来に雄飛するまち 小野 — エクセレントシティ —

| 方向性と分野 | 課題 | 方針 | 措置の例 |
|---|---|--|---|
| 分野1 学ぶ (調査・研究) | <ul style="list-style-type: none"> 文化財類型・地区によって調査の進捗状況に差がある 小野市を特徴づける文化財の調査を推進する必要がある 調査から年数が経過し、状況が変化している文化財がある | <ul style="list-style-type: none"> i 計画的・重点的な調査・研究の推進 ii 定期的な現状調査の実施 | 1 古文書の目録作成 期間：R6-15 主体：小野市立好古館・大学等 内容：本市所在の古文書の目録作成を行う。特に、小野藩関係の伊藤家文書、近藤廣家文書について優先的に取り掛かる。 |
| 分野2 守る (保存・管理) | <ul style="list-style-type: none"> 文化財の指定・登録等をさらに推進する必要がある 未指定文化財を適切に保護していく仕組みが不十分である 浄土寺とその周辺環境を一体的に保護・整備していく必要がある 適切な周期で修理・修繕を実施する必要がある 文化財保護に係る財政的な安定性を図る必要がある 文化財を適切に保存していくための収蔵機能が不足している | <ul style="list-style-type: none"> i 法・条例・計画に基づく確実な文化財の保護 ii 適切な周期での文化財の修理・修繕 iii 保存のための財源確保 iv 文化財収蔵庫の収蔵機能の強化 | 11 「(仮称)小野市歴史遺産認定制度」の創設・運用 期間：R6-15 主体：小野市立好古館・団体・市民 内容：多様な文化財（歴史遺産）を認定することにより、新たな保護制度創設を検討する。 |
| 防災・防犯 | <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、各主体が連携して文化財を適切に守る必要がある 防災・防犯設備の適切な設置と定期的な点検が必要である 文化財の見守りを地域一丸となって進める必要がある 文化財に対する市民意識を向上させる必要がある | <ul style="list-style-type: none"> i 災害発生時の適切な文化財の保護 ii 予防措置の実施 iii 地域一体となって文化財を守る体制の整備 | 35 学校教育における収蔵資料の活用 期間：R6-15 主体：小野市立好古館・学校教育課 内容：小中学校等を対象に、好古館の考古資料や民具の貸し出しを行い、実際に触れながら本市の歴史文化を学ぶ機会を創出する。 |
| 分野3 活かす (活用) | <ul style="list-style-type: none"> 文化財への交通アクセスが不便である 年齢や障がいによって文化財に触れることが難しい場面がある 文化財に触れるきっかけを創出する工夫が必要である 多様な技術や価値観を取り入れた文化財の活用を図る必要がある 子ども達が地域に愛着を持てるような郷土教育を推進する必要がある | <ul style="list-style-type: none"> i 文化財にアクセスしやすい環境づくり ii ポテンシャルを活かした新しい価値の創出 iii 学校教育との連携 | 45 小野市立好古館のリニューアル 期間：R6-15 主体：小野市立好古館 内容：好古館の展示リニューアルと老朽化する施設改修を実施し、レンタルサービスの拡充を検討する。 |
| 分野4 伝える (情報発信) | <ul style="list-style-type: none"> 市民や来訪者が歴史文化に気軽に触れる機会が少ない 文化財に関する情報がまとまっていない 本市の歴史文化を発信する拠点施設である好古館の機能強化が必要である 伝統産業を発信する拠点施設である伝統産業会館の機能強化が必要である | <ul style="list-style-type: none"> i 情報発信の強化 ii 好古館における文化財の保存・活用に関する拠点機能の充実 iii 伝統産業会館の機能充実 | 50 「小野ガイドひまわり」事業 期間：R6-15 主体：観光交流推進課・小野市立好古館・団体・市民 内容：観光ボランティアガイド「小野ガイドひまわり」の活動を継続する。研修によりボランティアの資質向上を図る。 |
| 分野5 整える (体制整備) | <ul style="list-style-type: none"> 地域の歴史文化を保存・管理・継承する担い手が不足している 文化財所有者による保存の取組みに対する支援が必要である 地域主体による文化財の活用を推進する必要がある 市民の歴史文化に関する意識が把握できていない 大学等との連携を継続する必要がある 専門的な知見に基づいた着実な文化財の保護を推進する必要がある 府内の様々な部局が連携して文化財の保存・活用を推進する必要がある 他地域との連携を深め広い視点から本市の歴史文化を位置付ける必要がある | <ul style="list-style-type: none"> i 歴史文化を担う人材の育成 ii 文化財所有者への相談業務の強化 iii 地域づくり協議会やNPO団体等による取組みへの支援 iv 多様な属性を持つ市民の歴史文化に関する意識の把握 v 大学等との連携の継続 vi 文化財保護委員会への学識経験者の配置 vii 好古館を中心とした府内連携の推進による保存・活用の拡充 viii 広域連携の推進 | |
| 歴史文化の強みを活かした戦略的・重点的な取組みによる市の魅力の向上 (関連文化財群の保存・活用) | | | |

歴史文化の強みを活かした戦略的・重点的な取組み 関連文化財群：大部荘開発と浄土寺

淨谷町に所在する浄土寺は、2件の国宝、そのほか多くの文化財を有しており、本市の象徴ともいべき存在である。さらに、その周囲には浄土寺の経営基盤ともなった大部荘が広がり、様々な文化財が形成され、今日まで受け継がれてきた。そこで、浄土寺を中心とした歴史文化「大部荘開発と浄土寺」に関係のある文化財群を関連文化財群に設定し、戦略的・重点的な措置を実施する。本市を代表する浄土寺を手掛けたりしながら、各時代の歴史文化の理解を促進するとともに、個々の文化財の価値を高めていく。

【6つの要素】

- i 俊乗房重源が残した来迎の世界
- ii 大部荘の開発～今に伝わる中世の景観～
- iii 巡礼の発達～市内各地に残る人々の足跡～
- iv 浄土寺を支えた大部荘の人々
- v 小野藩との結びつき～来迎会の復活と一柳家の信仰～
- vi 小野市のシンボルとしての浄土寺

課題

| | | |
|------------|---------------------------------------|---|
| 学ぶ | ・未指定の文化財について、新たな指定・登録に向けた調査・研究が必要である | 新たな文化財指定・登録に向けた調査・研究の推進 |
| 守る | ・浄土寺境内のみでなく、周辺環境と一体的に保存していく必要がある | 計画に基づく浄土寺と周囲の文化財の一体的・計画的な保存の推進 |
| 活かす | ・浄土寺の周辺の文化財と一体的な活用が十分にできていない | 浄土寺と周囲の文化財の一体的・計画的な活用による周遊型の特色ある観光や教育への展開 |
| 伝える | ・浄土寺と他の文化財がどのように関係しあっているか理解が難しい | 関連文化財群の一体的な発信 |
| 整える | ・魅力を発信する市内の体制づくりや、他市町村との広域連携の推進が必要である | 主体間連携及び広域連携の推進 |

措置の例

K-1 大部荘域の文化財追跡調査

期間 : R12-15

主体 : 小野市立好古館・大学等・市民

内容 : 既存の研究成果等を活用して、大部荘域の文化財の追跡調査を実施する。



12 浄土寺の保存活用計画の作成

期間 : R9-15

主体 : 小野市立好古館・大学等

内容 : 昭和30年代の浄土堂
解体修理からおよそ半世紀以上が経過する浄土寺について、個別の保存活用計画を作成し、周辺環境・景観を含めた保存について検討する。



K-2 浄土寺周辺のユニバーサルデザイン化

期間 : R12-15

主体 : 小野市立好古館・観光交流推進課

内容 : 身体障がい者等へも配慮した浄土寺周辺のバリアフリー化、外国人に対応した多言語の看板の整備、視覚障がい者・聴覚障がい者に対応した点字看板や音声ガイドの整備等を実施する。

K-9 浄土寺をテーマとした映像作成

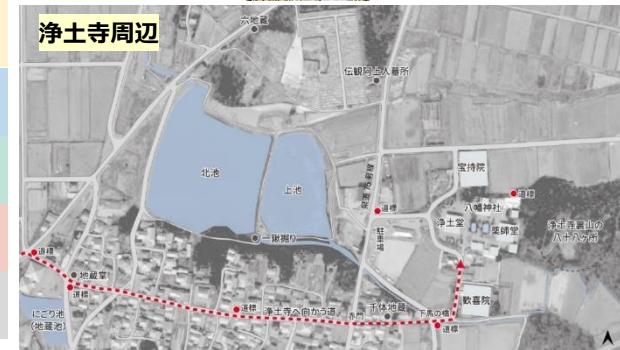
期間 : R6-11

主体 : 小野市立好古館

内容 : 浄土寺の美しい西日を中心とした映像を作成し発信する。なお、作成にあたってはVR等の先端技術を導入し、体験型映像とすることも検討する。



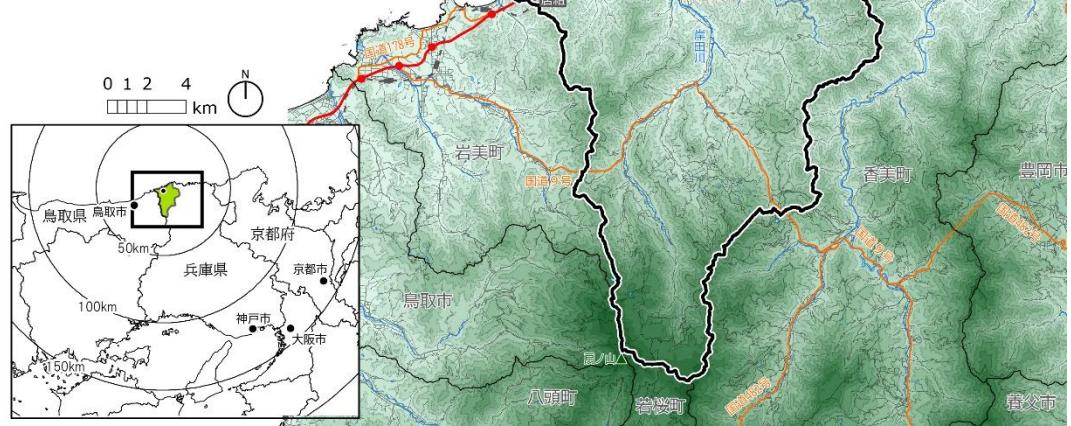
道標



13 新温泉町文化財保存活用地域計画【兵庫県】

【計画期間】 令和6～13年度
(8年間)

【面 積】 241.01km^2
【人 口】約1.3万人



◆ 指定等文化財件數

指定等文化財は、113件
未指定文化財は、2,774件

| 分類 | 国 | | | | 県 | | 町 | 総数 |
|------------|----------|----|----|----|----|----|----|------|
| | 指定 | 選定 | 登録 | 選択 | 指定 | 登録 | 指定 | |
| 有形文化財 | 1 | | 5 | | 14 | 1 | 47 | 68 |
| 建造物 | - | | 5 | | 1 | 1 | 8 | 15 |
| 美術 工芸品 | 絵画 | - | - | | 5 | | 8 | 13 |
| | 彫刻 | 1 | - | | 2 | | 10 | 13 |
| | 工芸品 | - | - | | 1 | | 6 | 7 |
| | 書跡・典籍 | - | - | | 2 | | 8 | 10 |
| | 古文書 | - | - | | 3 | | 3 | 6 |
| | 考古資料 | - | - | | - | | - | - |
| | 歴史資料 | - | - | | - | | 4 | 4 |
| 無形文化財 | - | - | - | - | - | | - | - |
| 民俗文化財 | 2 | - | - | - | 2 | 2 | 9 | 15 |
| 有形の民俗文化財 | - | - | - | | - | | - | - |
| | 無形の民俗文化財 | 2 | - | - | 2 | 2 | 9 | 15 |
| 記念物 | 1 | - | | | 12 | | 16 | 29 |
| 遺跡 | - | - | | | - | | 5 | 5 |
| 名勝地 | 1 | - | | | 2 | | - | 3 |
| 動物・植物・地質鉱物 | 1 | - | | | 10 | | 12 | 23 |
| 文化的景観 | - | | | | | | | - |
| 伝統的建造物群 | - | | | | | | | - |
| 総数 | 4※ | - | 5 | - | 28 | 3 | 73 | 113※ |

*「名勝及び天然記念物」としての重複指定のため総数が異なる。

◆歴史文化の特徴

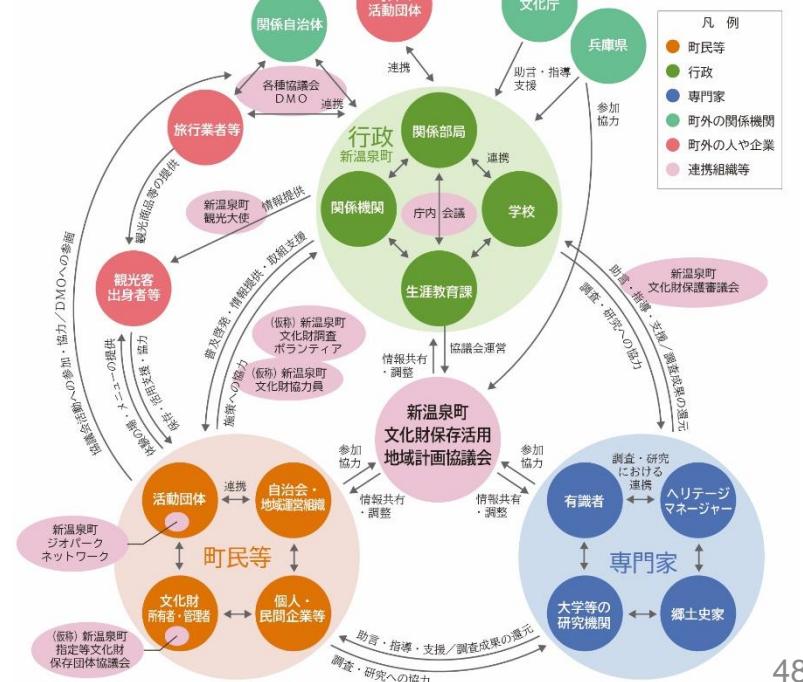
海、山、温泉に育まれた嘗みが織りなす歴史文化～景勝と民俗の宝庫～



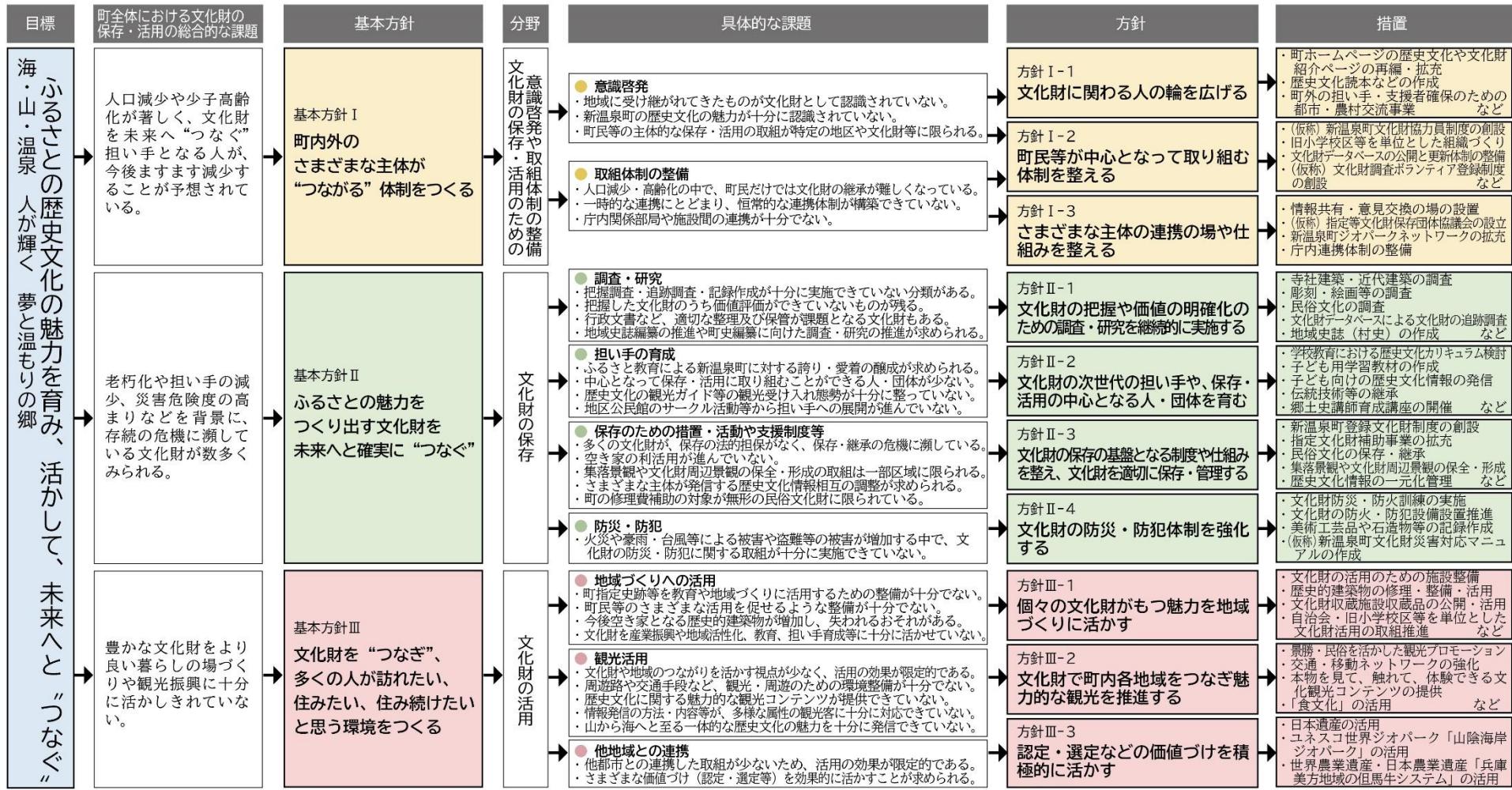
— 自然のもとに展開してきた「人々の営み」(民俗)



◆推進体制



◆ 文化財の保存・活用の目標・方針 ~ 新温泉町全域における着実な取組を進めるための措置



~ 措置の例 ~

方針 I-2 町民等が中心となって取り組む体制を整える

【措置No.8】(仮称)新温泉町文化財協力員制度の創設

- 文化財の調査や保存・活用、市民の意識啓発等の取組への協力、自治会間の連携・調整などを担う文化財協力員制度（各自治会1名を町が委嘱）を創設する
- 取組主体：市民等、行政
- 計画期間：R6～8制度創設（以降、制度運用）

方針 II-3 文化財の保存の基盤となる制度や仕組みを整え、文化財を適切に保存・管理する

【措置No.32】新温泉町登録文化財制度の創設

- 新温泉町文化財保護条例を改正し、新温泉町登録文化財制度を創設する
- 取組主体：行政
- 計画期間：R9～11制度創設（以降、制度運用）

方針 III-1 個々の文化財がもつ魅力を地域づくりに活かす

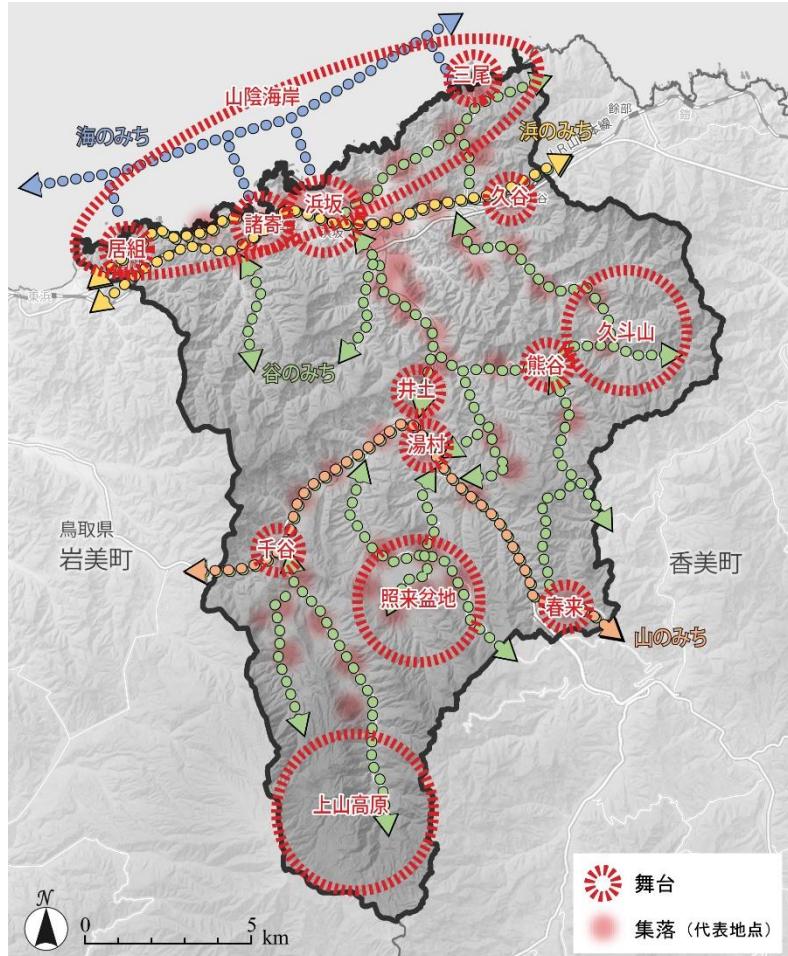
【措置No.51】自治会・旧小学校区等を単位とした文化財活用の取組推進

- 自治会や旧小学校区（地域運営組織等）を単位とし、集落支援員や地域コミュニティ活動に対する助成制度等を活用した、身近な文化財を活かした地域づくりの取組を推進する
- 取組主体：市民等、行政
- 計画期間：R6～13

◆ 重点を絞った戦略的な取組を進めるための措置

新温泉町の歴史文化を感じられるまちの構造の中長期ビジョン

歴史文化の特徴の5分野（癒し、信仰、生業、交流、暮らし）の「舞台」における重点的な取組を実施し、それを4つの「みち」（海、浜、山、谷）を介して、沿道の集落を取り込みながらつなぎ、波及させることで、町全体の歴史文化の魅力の向上を図る。



- 舞台：対象区域に関わるさまざまな主体が連携・協働して、文化財の保存・活用に係る重点的・モデル的なさまざまな取組・活動を展開する場
- みち：歴史的な道筋（実際の道）に加え、歴史的・文化的な背景に基づく文化財間のつながりや、文化財の保存・活用の取組やまちづくり活動等を介した地域間のつながりなどの概念的なつながりを含むもの

ビジョンの実現化

関連文化財群

4つの「みち」のうち、本計画期間に取り組む対象テーマによる文化財のまとめ

海のみち 「日本海が育んだ景勝と営み」に係る関連文化財群

浜のみち 「複雑な自然地形に拓かれた各時代の道と交流」に係る関連文化財群

山のみち 「山陰道と温泉が支えた地域の発展と豊かな民俗」に係る関連文化財群

谷のみち ※今後、各自治会や旧小学校区（地域運営組織等）を単位に設定

「日本海が育んだ景勝と営み」に係る関連文化財群

日本海の形成に伴う複雑な地質と日本海の荒波は、山陰海岸の多様な地形を生み、但馬御火浦などの美しい自然風景をつくり出して人々を誇り、多くの詩歌が詠まれてきた。また、天然の良港と豊かな漁場は、諸寄の北前船寄港地としての繁栄や沿岸漁村の暮らしを支えてきた。

北前船などによる「海のみち」を介した日本海沿岸各地域との交流は、浜坂ちくわやへしこなどの食文化を育み、また一方では、麒麟獅子舞などの民俗を伝えてきた。また、沿岸の各地区では、精霊船流しや川下祭りなどの年中行事や、海から上げられた仏像の民間説話や三尾の神功皇后・後鳥羽上皇の伝説といった日本海との関わりを伝える民俗文化も現在に受け継がれ、海とともに生きる人々の営みを感じることができる。

目標

日本海が生んだ景勝と、海とともに生きる人々の営みを感じられるみちづくり

（舞台）

課題 地区ごとに異なる日本海と人々の生活文化の関係・地区ごとの特徴を際立たせ、多様な魅力を感じられる舞台づくりが求められる。

方針

山陰海岸の美しい自然風景を維持・継承するとともに、歴史的な集落の景観や建造物、祭り・行事や民間説話、生業などの民俗文化を守り、育み、各舞台固有の歴史文化の魅力を高める。

（みち）

かつての「海のみち」のつながりは失われている中で、その歴史や文化を感じ取ることができる場やコンテンツづくりが求められる。

海とともに生きる人々の営みを感じられる場、山陰海岸の美しい自然風景を望める場をつくるとともに、関連都市と連携して魅力的な情報発信や活用を推進する。

措置の例

【措置No.a15】 景勝と詩歌の活用

- 視点場への歌碑の設置や歌碑巡りイベントの開催などを行つ



【措置No.a9】 旧廻船問屋の活用

- 旧廻船問屋の建築物等を修理し、「諸寄観光案内所」などの観光やまちづくりに関する施設として整備・活用する



廻船問屋中藤家

- 取組主体：行政、市民等

■ 計画期間：R9～13
(R6～11：調査等の実施)

【措置No.a16】 遊覧船の運航検討

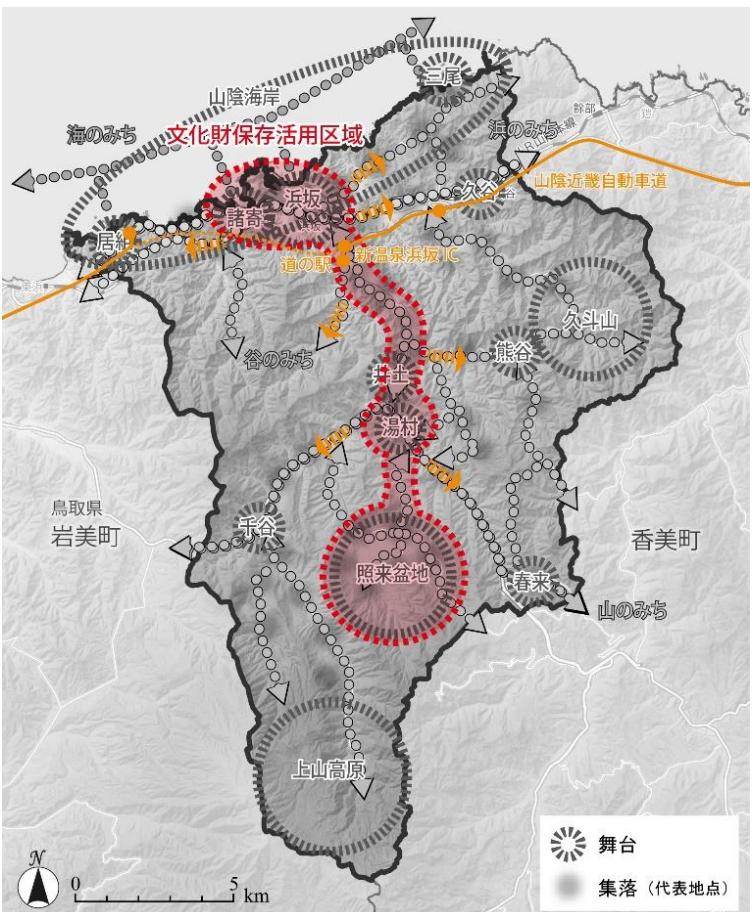
- 「海のみち」を感じられる遊覧船の運航に向けた検討を行う
- 取組主体：行政、市民等
- 計画期間：R6～8



旭洞門とかつて運航していた遊覧船

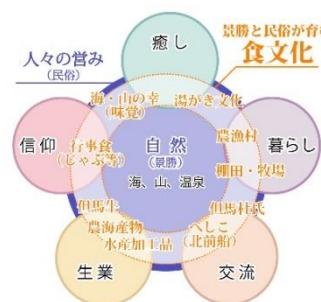
「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」

「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」（浜坂・諸寄から湯村・照来盆地）の各舞台をつなぐ区域は、4つの「みち」のいずれにも関係し、区域内の各「舞台」には歴史文化の特徴の5分野（癒し、信仰、生業、交流、暮らし）を代表する文化財が含まれる。また、浜坂・諸寄、湯村は、現在も新温泉町における観光の拠点であり、両地区間の道は、地域の骨格となる岸田川に沿い、浜坂地域と温泉地域をつなぐ重要な役割を担うとともに、山陰近畿自動車道新温泉浜坂ICと結節し、道の駅が立地するなど、観光面においても、地域の玄関口並びに主要な動線となる。



～景勝と民俗が育む食文化をテーマとした取組～

- ・食文化は、歴史文化の特徴の5分野のいずれにも関係し、食文化から新温泉町の歴史文化の特徴を多くの人が理解できる。
- ・食文化は、新温泉町の観光の核になる。
- ・食文化は、地域住民にとって身近な文化財であり、協働による効果的な取組が期待できる。



目標

景勝と民俗が育む食文化を活かした「海・浜と山をつなぐ歴史文化軸」の創出 ～食文化を通じた新温泉町の歴史文化の特徴の共有と魅力の向上～

課題

海・浜と山をつなぎ、新温泉町全体としての一体的な歴史文化の魅力の創出に結び付けていくことが求められる。

方針

新温泉町における歴史文化を活かした観光振興の骨格軸としてのつながりと、町内各地区へとつながるターミナル機能を創出する。

措置

【措置No.A4】 道の駅の情報発信機能の強化

- ・町内各地域へと人々を導くため、道の駅における歴史文化情報や観光情報の発信機能を強化する
- 取組主体：行政
- 計画期間：R6～13



道の駅「山陰海岸ジオパーク浜坂の郷」

【措置No.A8】 食文化をテーマとしたモニターツアーの開催

- ・食文化に係る観光コンテンツの拡充等のためのモニターツアーを開催する
- 取組主体：行政、町民等
- 計画期間：R6～8



日本酒きき酒会　湯がき体験と足湯　但馬牛

【措置No.A14】 舞台ごとの食文化の魅力の創出・育成

- ・舞台ごとの特徴を活かした食文化の魅力を創出・育成する
- 取組主体：行政、町民等、専門家
- 計画期間：R6～13



ホタテイカ　松葉ガニ　但馬杜氏
照来盆地の棚田　但馬牛　じゃぶ

【参考】関連計画等

- ・ユネスコ世界ジオパーク「山陰海岸ジオパーク」（H22年度）
- ・日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」（H30年度追加認定）
- ・日本遺産「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ靈獸・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」（R元年度）
- ・日本農業遺産「兵庫美方地域の但馬牛システム（人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム）」（H30年度）
- ・世界農業遺産「人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム」（令和5年度）

【計画期間】令和6~10年度（5年間）
 【面 積】38.10 Km²
 【人 口】約1.6万人



大淀町は、吉野川中流域の北岸の台地にひらけたまちで、隣り合う市町村とは一部を除いて、下線や分水嶺等の自然境界で接している。

歴史文化の特性

1 記紀伝承を物語る古代吉野の遺産 -吉野の古墳と古代寺院-

伝承に記された人物や、遺跡や古墳と日本最古の仏像伝承が現在に受け継がれている。

2 聖地へつながる吉野路の交差点 -街道と文化交流-

聖地巡礼の交差点であり、修験道をはじめとする特徴的な神仏への信仰が今も息づいている。

3 人と自然がおりなす吉野川の民俗 -水と暮らしの文化-

吉野川とその支流が生み出す豊かな自然に恵まれた、有形・無形の民俗や伝承地等が残されている。

4 中世芸能文化のルーツ・吉野猿楽 -お囃子の芸祖と吉野-

世界無形文化遺産・能楽のお囃子の芸祖たちを輩出した〈吉野猿楽〉のふるさとである。

5 吉野の風土に生きた偉人たち -岸田日出男と花岡大学-

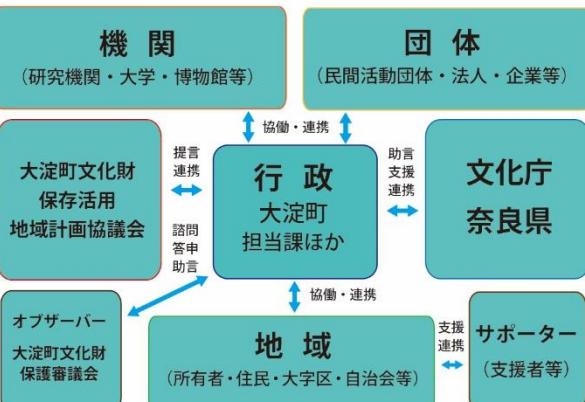
吉野熊野国立公園の父・岸田日出男・仏典童話の開拓者・花岡大学の遺産が残されている。

指定等文化財件数一覧 (令和5年8月現在)

| 類型 | 国指定 | 県指定 | 町指定 | 小計 |
|---------|------------|-----|-----|-------|
| 有形文化財 | 建造物 | 0 | 1 | 0 1 |
| | 絵画 | 0 | 0 | 1 1 |
| | 彫刻 | 0 | 1 | 7 8 |
| | 美術工芸品 | 0 | 0 | 0 0 |
| | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 0 0 |
| | 古文書 | 0 | 0 | 0 0 |
| | 考古資料 | 0 | 0 | 0 0 |
| | 歴史資料 | 0 | 0 | 1 1 |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 0 0 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 0 | 0 | 2 2 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 1 1 |
| 記念物 | 遺跡 | 1 | 1 | 3 5 |
| | 名勝地 | 0 | 0 | 0 0 |
| | 動物・植物・地質鉱物 | 0 | 0 | 2 2 |
| 文化的景観 | | 0 | - | - 0 |
| 伝統的建造物群 | | 0 | - | - 0 |
| | 合計 | 1 | 3 | 17 21 |

- 指定等文化財は、21件
- 未指定文化財は、231件を把握

推進体制



基本理念 ふるさと・おおよどの遺産を次世代につなぐ

基本方針

1 ふるさとの遺産をみんなで支え、守り伝える社会づくり

2 みんなが集い、学び深めるふるさとの拠点づくり

【課題1】調査・研究

・地域遺産の継続的な把握調査と記録保存が十分にできていない
・多様な視点で地域遺産群の関連性を語る「ストーリー」がない 等

【方針1】調査・研究

・地域遺産を継続的に把握、記録保存していく。
・多様な視点から地域遺産の調査・研究をおこない、「ストーリー」を作っていく。等

【課題2】人材育成

・地域遺産の次世代の担い手がない、人材の確保ができず、継承が困難 等

【方針2】人材育成

・地域遺産（伝統文化等）の次世代の担い手を育成していく。 等

【課題3】保存・継承

地域遺産の持続的な保存・管理と周辺環境の保全が難しくなってきている 等

【方針3】保存・継承

・地域遺産の持続的な保存・管理をめざす。
・国史跡の保存活用計画を作成していく。 等

【課題4】拠点整備

地域遺産を保存・活用し次世代に継承していく拠点が未整備 等

【方針4】拠点整備

・地域遺産を保存・管理する拠点施設の整備計画を作成する。
・地域遺産を利活用できる環境を整備していく。 等

【課題5】情報発信

地域遺産の発信情報が少なく、過去の情報が更新されていない 等

【方針5】情報発信

・デジタルコンテンツの制作・配信・活用を推進し、地域遺産の情報を随時更新しつつ、その魅力を多世代にPRする。 等

1-4 「おおよど遺産ストーリー」の作成

地域遺産の魅力とその価値について多様な視点から研究する参加型のワークショップを実施し、ストーリーを作成する。

◆行政・地域・団体

◆R6~10



仏像の調査等

2-6 地域遺産の保存・活用にかかわる団体の設立

地域遺産の複合的な保存・活用とその寄付金獲得にかかるネットワーク構築ができる民間活動団体を設立していく。

◆行政・地域・団体

◆R8~10



柿講習会
葉すし

3-6 「(仮)史跡比曇寺跡保存活用計画」の策定

大淀町で唯一の国史跡・比曇寺跡について、東西塔跡と宝物庫（収蔵展示施設）の整備を軸とする保存活用計画を策定する。

◆行政・地域

◆R8~10



史跡比曇寺跡

4-1 地域遺産の保存・管理施設の確保と整備計画の策定

既存の公共施設や学校等の空きスペースなどを確保し、収集した地域遺産を保存・管理する拠点施設を造っていくため、その整備計画を策定する。

◆行政 ◆R8~9



二頭木馬標本
オカミ

5-7 地域遺産コンテンツの制作・配信

地域や学校等と連携し、地域遺産の情報から多世代が楽しめるデジタルコンテンツを作成し、インターネットを利用し、随時発信しながら町の魅力PRにつなげる。

◆行政・団体・機関 ◆R7~10



公開と活用
ドローン映像の

重点事業1 「おおよど遺産ストーリー」の設定にむけて



「おおよど遺産」の分布図

おおよど遺産ストーリー

◆本計画では「関連文化財群」について、本町独自の地域遺産保存・活用事業のなかで進めている「おおよど遺産」の取り組みと関連付けて「おおよど遺産ストーリー」と称する。

⇒【措置1-4】「おおよど遺産ストーリー」の作成

◆行政・地域・団体 ◆R6～10

◆町内の地域遺産をテーマごとに分類し、連想しながら、その背景にあるストーリーを練りながら、計画期間内におおよど遺産ストーリーを設置・検討。
(右表：想定される12の「おおよど遺産ストーリー」)

◆設定された「ストーリー」に基づき、コンテンツの制作・配信をおこない、「ストーリー」を活かした周遊・体験型イベントの実施をめざす。

⇒【措置5-7】地域遺産コンテンツの制作・配信

◆行政・団体・機関 ◆R7～10

大淀町の歴史文化の特性（5つのテーマ）

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | 記紀伝承を物語る古代吉野の遺産 — 吉野の古墳と古代寺院 — |
| 2 | 聖地へつながる吉野路の交差点 — 街道と文化交流 — |
| 3 | 人と自然がおりなす吉野川の民俗 — 水と暮らしの文化 — |
| 4 | 中世芸能文化のルーツ・吉野猿楽 — お囃子の芸祖と吉野 — |
| 5 | 吉野の風土に生きた偉人たち — 岸田日出男と花岡大学 — |

想定される12の「おおよど遺産ストーリー」

- | |
|----------------------|
| 1 古：古代史ゆかりの地 |
| 2 伝：伝承地とその遺産 |
| 3 祈：祈りの場所（社寺ほか） |
| 4 路：地域の街道や古道 |
| 5 水：水遺産と人のかかわりをつなぐ |
| 6 樹：珍しい植物や巨樹遺産をつなぐ |
| 7 創：ものづくりの智恵と技をつなぐ |
| 8 農：農業遺産の魅力をつなぐ |
| 9 芸：芸能文化のルーツをつなぐ |
| 10 祭：祭礼の伝統をつなぐ |
| 11 人：著名な人物ゆかりの場所をつなぐ |
| 12 戦：戦争と近代の記憶遺産をつなぐ |



重点事業2 広域での取り組み

「（仮称）広域観光圏構想／（仮称）広域文化財保存活用構想」の策定にむけて

◆吉野郡域全体の将来的な目標として、大淀町の歴史文化の特性をいかしつつ、「道の駅（吉野路大淀 i センター）」をハブ拠点とし、世界遺産や日本遺産、郡内の観光地や文化施設等を周遊する「（仮称）広域観光圏構想」の策定と、それにともなう環境整備等を検討していく。また、郡内の地域遺産等について、より広域での保存・活用をめざす「（仮称）広域文化財保存活用構想」について検討し、そのなかでの大淀町の役割についても模索していく。

⇒ 【措置4-2】文化・観光・交流施設での地域遺産の利活用にかかる環境整備

行政と地域が連携し、観光施設（道の駅吉野路大淀 i センター等）・文化施設（町文化会館・町立杉本記念文化センター等）・交流施設（各地のコミュニティ施設・古民家等）の環境を整備し、広域観光に資する取り組みや地域遺産の利活用（展示・解説）をおこなう。 ◆行政・地域 ◆R9～10

⇒ 【措置4-3】地域遺産の展示・学習教材の整備

拠点施設で使用する展示用の模型や複製品・副読本の作成などをおこない、地域や学校の学習教材としても活用する。 ◆行政・団体 ◆R8～10

◆背景

本町を含む奈良県吉野郡は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や日本遺産「森に育まれ、森を育んだ人々の暮らしこころ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～」といった文化遺産に恵まれている。本町にその構成資産はないが、本町は地理的にみても、その現地を訪れる際にかならず通過する交通アクセスの拠点となっている。吉野郡内に所在する「世界遺産」や「日本遺産」にいたる玄関口としての機能が求められている。

◆周辺自治体との連携

吉野郡3町8村のなかで、現在、文化財主管部局に文化財専門職を配置している自治体は、吉野町・大淀町・十津川村だけである。郡内において、質の高い文化財行政サービスを持続させつつ、より一体的な広域での文化財の保存・活用をめざすには、各自治体の地域遺産に精通した専門職・担当者同士の補完・支援の体制づくりが不可欠である。そのなかで大淀町の果たす役割は大きい。



15 米子市文化財保存活用地域計画【鳥取県】

【計画期間】令和5～12年度（8年間）

【面 積】132.42km²

【人 口】約14.7万人

【関連計画】日本遺産「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」（H28年度）



歴史文化の特性

■石馬さんが語る原始・古代の歴史文化

明治期の石馬の発見を契機に考古学の調査研究が行われ、縄文から平安時代までの優れた遺跡が集中していることが明らかになっている。

■交通の十字路としての歴史文化

中世から近世の米子は、東西に山陰道、北へは日本海を渡って隠岐、南は日野往来で美作をへて備中・備後の山陽へ向かう、山陰地方の交通の十字路だった。

■砂丘地に挑み、生きた人々の歴史文化

弓ヶ浜半島は、江戸時代中期に米川用水が開通して新田開発が盛んになった。砂丘地に挑んだ人々の暮らしには、行事や郷土料理が継承されている。

■商都の繁栄を支えた近代化の歴史文化

江戸時代の城下町米子は、近代以降、商都米子として発展し、インフラとして道路・鉄道・水道、発電などの近代化がいち早く行われた。

■大山さんと地蔵信仰の歴史文化

米子のどこからでも美しい姿を見ることができる大山は、ふもとに暮らす人々が日々「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、仰ぎ見る営みは今も息づいている。

指定等文化財件数一覧（令和5年9月現在）

| 類型 | 国 | | 県 | 市 | 計 |
|------------------------------|-------------------|----|-----|----|----|
| | 指定等 | 登録 | 指定等 | 指定 | |
| 有形文化財 | 建造物 | 1 | 17 | 1 | 21 |
| | 絵画 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 彫刻 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 工芸品 | 1 | 0 | 2 | 2 |
| | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 古文書 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| | 工芸及び古文書 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 考古資料 | 1 | 0 | 3 | 2 |
| 無形文化財 | 歴史資料 | 0 | 0 | 1 | 6 |
| | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | 7 | 0 | 0 | 8 |
| | 名勝地（名勝） | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 文化的景観 | 文化的景観 | 0 | - | 0 | - |
| | 伝統的建造物群 | 0 | - | 0 | - |
| | 計 | 11 | 17 | 20 | 36 |
| 指定等文化財は、84件、未指定文化財は、2,821件把握 | | | | | 84 |

推進体制

| 主 体 | |
|---------|--|
| 行政 | 米子市（経済部文化観光局文化振興課、経済部文化観光局観光課、総務部防災安全課、総合政策部総合政策課総合戦略室、総合政策部地域振興課自治振興担当、総合政策部淀江振興本部淀江振興課、都市整備部建設企画課企画調整室、教育委員会生涯学習課）、国、県、関係市町村 等 |
| 地域 | 公民館、自治会、市民団体等 |
| 所有者等 | 寺院、神社、団体（保存会等）、個人、集落等 |
| 専門家 | 審議会・委員会等、大学・研究機関等、文化財保護指導員、NPO法人等 |
| 地域計画協議会 | （仮称）米子市歴史文化遺産保存活用地域計画協議会 |

米子市歴史文化遺産の保存と活用に関する課題・方針・取組み（措置）

将来像

視点と課題

基本方針

措置の例

概要

重点的措置

| |
|------------------------------|
| (1)保存に関する課題 |
| ①まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある |
| ②市民に提供される地域の歴史文化遺産の情報が十分ではない |
| ③歴史文化遺産が滅失あるいは散逸する危険がある |
| ④歴史文化遺産の保存管理環境が十分ではない |
| ⑤歴史文化遺産の防災・防犯対策が十分ではない |
| ⑥無形文化財・民俗文化財の継承が危ぶまれる |

【基盤づくりに関するもの】

視点1 米子の歴史文化を調べる・学ぶ

1-①調査研究

未指定文化財や歴史・文化の総合的な調査を継続する



1 歴史文化遺産リストの更新

- ◆行政
- ◆R 5~12

歴史文化遺産リストの補完・充実を継続的に行う。

重点
①②

1-②情報提供

地域の歴史文化遺産に関する理解を深めるための情報の提供を行う



5 「米子の歴史文化遺産」刊行

- ◆行政
- ◆R 5~10

米子市内の指定文化財等を紹介する冊子を刊行する。

重点
②

視点2 米子の歴史文化を後世に伝える・守る

2-①保存管理

歴史文化遺産の滅失または散逸を防ぐ取り組みを進める



1 文化財指定・登録の推進

- ◆行政・所有者等
- ◆R 5~12

指定等文化財の指定・登録を行い積極的に保存を図る。

重点
②

2-②保存管理施設

埋蔵文化財及び歴史文化遺産等の保存管理施設を整備する



9 資料収集保管方針の作成と収蔵計画の検討

- ◆行政 ◆R 5~7

収蔵品について、収納方法の改善等も含む収集保管方針を検討する。

重点
②

2-③防災・防犯

歴史文化遺産の防災・防犯対策等を推進する



14 歴史文化遺産ハザードマップの作成

- ◆行政 ◆R 8~10

災害に対する危険性を把握するため歴史文化遺産を落とし込んだハザードマップを作成する。

重点
②

2-④継承者

無形・民俗文化財の継承者及び継承機会の不足を解消する



22 淀江屋研修修了生自立支援

- ◆所有者等・行政
- ◆R 5~10

後継者育成研修修了後の自立に係る支援を行う。

重点
①

【活用に関するもの】

視点3 米子の歴史文化の魅力を活かす・楽しむ

3-①情報発信

歴史文化を活かした地域づくりを進め、その魅力を発信する



1 米子城魅せるプロジェクト

- ◆行政・専門家
- ◆R 5~12

米子城跡の価値や魅力を発信するための情報発信事業を展開する。

重点
③

3-②公開活用

歴史文化遺産の公開活用のための施設整備を推進する



7 歴史文化遺産公開活用施設の整備

- ◆行政
- ◆R 5~10

歴史資料等の公開活用施設の整備を行う。

重点
③

【人づくり・仕組みづくりに関するもの】

視点4 米子の歴史文化を担う人材を育てる

4-①担い手育成

歴史文化の担い手、団体等を確保するとともに育成に努める



1 地域の宝さがしワークショップ

- ◆地域・行政
- ◆R 5~12

地域の歴史文化遺産を発掘する宝さがしワークショップを行う。

重点
①

視点5 米子の歴史文化を支える仕組みづくり

5-①組織体制ア

所有者、担い手、関係団体、地域住民等と行政が課題解決へ向けて取り組んでいく仕組みをつくる



1 歴史文化遺産保存活用フォーラムの開催

- ◆行政 ◆R 5~12

フォーラムの議論を通して歴史文化遺産の特徴を共有する。

重点
①

5-②組織体制イ

指定管理者及び民間文化財保存活用団体との意識共有を図る



4 歴史館運営委員会の開催

- ◆行政 ◆R 5~12

歴史館運営委員会で具体的な取組みについて議論・提言を行う。

重点
①

重点
①

重点
②

重点
③

歴史文化遺産の魅力向上と観光への活用

歴史文化遺産の一体的・総合的な保存と活用

歴史文化遺産群

1 鮎る弥生の国邑の歴史文化遺産群

角田遺跡から弥生時代の絵画土器が発見された。頭飾を付けて船を漕ぐ人々、高層の建物などがパノラマ風に描かれ、魏志倭人伝に記された倭人の国邑における日常や世界観を彷彿させる。



2 淀江潟を支配した王の墓と寺院の歴史文化遺産群

淀江潟のような湊となる入江や潟湖を勢力下に置き、日本海航路を差配した有力者の威容を内外に示すため、王墓と寺院がつくられる。



3 中世の祈りと戦乱の時代の歴史文化遺産群

西伯耆の中核城郭であった尾高城は、山陰道・日野往来の結節点として河岡城、手間要害などと共に毛利氏と尼子氏による攻防が繰り返された。



4 海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群

「海に臨む天空の城」米子城は、天守（中村期）、四重櫓（吉川期）とされる2天守を擁し、内堀・外堀に守られた本格的な近世城郭である。



5 米子の小路と地蔵信仰の歴史文化遺産群

加茂川沿いでは毎年8月23日、お地蔵さんをきれいに飾つて、「地蔵盆」の宵祭りがにぎやかに行われている。祭りの主役は子供たち、お地蔵さんはいつも子供たちの味方なのである。



6 砂丘地開発に挑んだ人々の苦みの歴史文化遺産群

冬には小正月の火祭り行事が各地で盛んに行われる。弓ヶ浜半島では、歳徳神の神輿が集落を巡幸する、全国的にも類例をみないトンド行事が行われる。



7 鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群

近代化の旗手である鉄道は、新橋—横浜間の鉄道開通（明治5年）から30年後、明治35（1902）年、境—御来屋間に山陰初の鉄道が開業する。



8 鎮守の森とオオサンショウウオ、豊かな自然の歴史文化遺産群

中国山地は特別天然記念物オオサンショウウオの生息する清流が多くあり、日野川・佐陀川など市域を流れる河川の上流部には棲息地として良好な環境がある。



9 ふるさと米子の伝統的な暮らしの歴史文化遺産群

弓ヶ浜半島で広く珍重される郷土料理が「イタダキ」（ノノコ飯）で、近代の100年フード部門 明治・大正に生み出された食文化にも選ばれている。



歴史文化遺産保存活用区域

(1) 米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域

江戸時代に米子の発展の基礎を築いた米子城跡と城下町である。近代以降の商都、鉄道のまちへと発展する中心市街地には、米子市のなりたちを示す歴史文化遺産が集積している。



(2) 古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域

縄文時代から奈良・平安時代の古代遺跡が集中する地域。伯耆古代の丘公園として史跡の整備活用が行われている。県立むきばんだ史跡公園も含め、特徴ある古代の歴史文化を体感できる稀有な地域として親しまれてきた。



歴史文化遺産保存活用区域

次期計画以降他の3エリアについても、将来的に保存活用区域を新たに追加設定することを検討する。

- (1) 米子城と城下町歴史文化遺産保存活用区域
- (2) 古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域
- (3) 南部エリア
- (4) 弓浜半島エリア
- (5) 篠山屋エリア



4 海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群

毛利の一族で東出雲・隱岐・西伯耆11万石を支配した吉川広家は、本拠地である山深い月山富田城（安来市）に代わる居城を中海に接した湊山に築城しようとした。広家は関ヶ原の戦後に未完成のまま岩国へ転封となり、その後、駿府から伯耆国18万石の国持大名に封じられた中村一忠により「海に臨む天空の城」米子城と城下町が完成した。

歴史文化遺産群における主な課題

- まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある
- 歴史文化遺産の防災・防犯対策が十分ではない
- 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている

歴史文化遺産群の主な方針

- 米子城跡の総合的な調査研究を継続する（調査研究）
- 崩落の危険がある米子城跡石垣の修理を行う（防災防犯）
- ライトアップなど米子城跡の魅力を発信するプロジェクトを推進する（情報発信）

歴史文化遺産群に関する主な措置

群④-2 国史跡米子城跡石垣修理事業

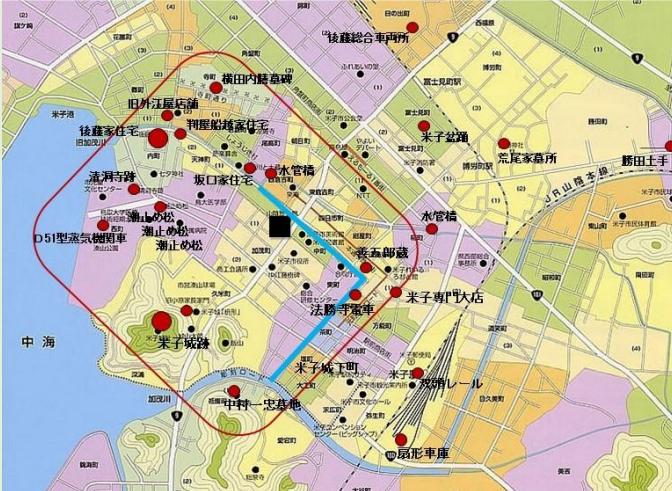
石垣カルテの作成を行い、補修が必要な石垣の修理を行う。

◆行政 ◆R8～12

群④-4 米子城跡調査研究

城郭の未解明部分の調査研究を文献調査も含めて計画的に進める。

◆行政 ◆R5～12



(2) 古代淀江潟歴史文化遺産保存活用区域

米子市東部の淀江地域のうち古代淀江潟があった平野及び周辺に接する地域。縄文時代から奈良・平安時代の古代遺跡が集中する地域で、伯耆古代の丘公園として史跡の整備活用が行われている。県立むきばんだ史跡公園も含め、特徴ある古代の歴史文化を体感できる希有な地域として親しまれてきた。

歴史文化遺産保存活用区域における主な課題

- まだ把握できていない数多くの歴史文化遺産がある
- 歴史文化を活かした地域づくり等の取り組みが求められている
- 指定管理者及び文化財保存活用団体と行政の意識共有が必要

歴史文化遺産保存活用区域の主な方針

- 大学の研究プロジェクトと連携して調査研究を継続する（調査研究）
- 上淀廃寺にヒガンバナを植栽し、史跡に親しむ機会を提供する（情報発信）
- 古代淀江の歴史文化遺産群が相互連携し、一体的な保存活用を目指す（組織体制）

歴史文化遺産保存活用区域に関する主な措置

域②-1 むきばんだ史跡公園と伯耆古代の丘公園の連携

古代淀江の歴史文化遺産群が相互連携し、一体的な活用を目指す。

◆行政 ◆R5～12

域②-2 東京大学人文淀江プロジェクト

大学の研究プロジェクトと連携して地域振興を図る。

◆専門家、行政 ◆R5～10

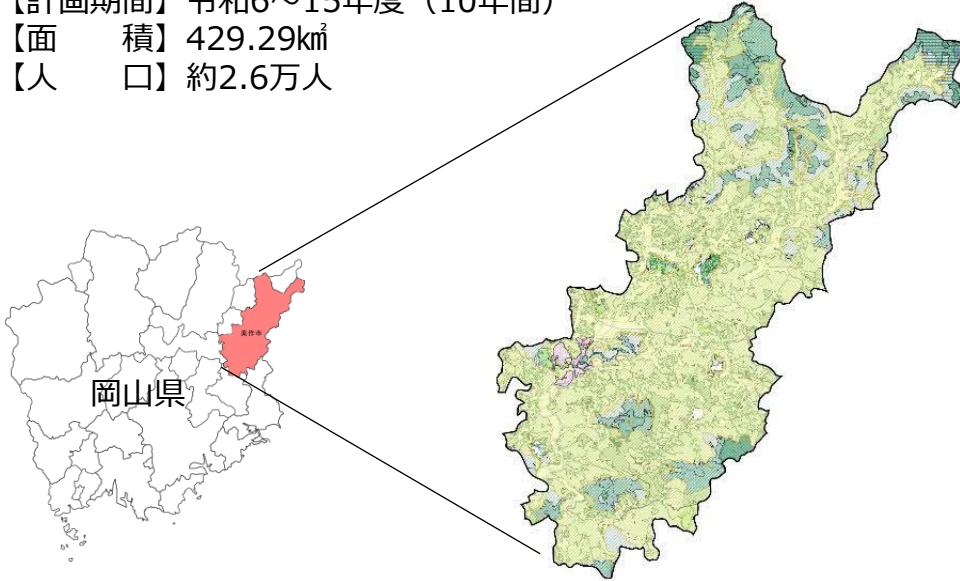


16 美作市文化財保存活用地域計画【岡山県】

【計画期間】令和6～15年度（10年間）

【面 積】429.29km²

【人 口】約2.6万人



歴史文化の特性

-山間に展開した交通と豊かな自然資源-

3つの観点で
どうえた歴史文化の特性

美作の生業

人々に製鉄や温泉、木地師など周辺資源を生活の糧とした

- (1) 地表の恵み 良質の木々、茅場、棚田
- (2) 地中の恵み 温泉、鉄・銅・銀の鉱山
- (3) 食の恵み 製茶、日指ごぼう、万善かぶら

美作の祈り

修驗道や山林寺院など精神的な恵みをもたらした

- (1) 古代の祈り 6つの白鳳寺院、美作一宮との関わり
- (2) 山への祈り 後山修驗道、山林寺院の真木山
- (3) 里の祈り そば粉聖人、摩崖供養文字

美作の道

物資や人、文化など交通によってもたらされた

- (1) 陸の道 出雲街道、因幡街道、誕生寺道、備前往来、津山道など
- (2) 水の道 高瀬舟、河岸、倉敷（林野地区）
- (3) 武（もののぶ）の道 宮本武蔵、竹内流古武術、少林寺拳法

推進体制

| | | 取組主体 | | | |
|---|-------|------|-----|---|--|
| 市 | 民間団体等 | 関係機関 | その他 | | |
| | | | | 教育委員会社会教育課、企画振興部企画振興課、企画振興部営業課、建設部都市住宅課、産業振興部観光政策課、産業振興部商工政策課、産業振興部農業政策課 等 | |
| | | | | みまさか観光ボランティアガイドの会、美作市歴史文化財研究会、三星城保存会、みまさか阿部知二を知る会、中尾四つ拍子保存会、古町並保存会、真木山大伽藍史跡を後世に残す会、出雲街道を後世に残す会、歴史地名研究会、美作観光振興協議会、阿部青鞋顕彰会、後山茅文化を継ぐ実行委員会、一般社団法人創造遺産紀行HERITA 等 | |
| | | | | 岡山県、大学、一般社団法人岡山県建築土会 等 | |
| | | | | 美作市文化財保護委員会、岡山県文化財保護指導員 等 | |

指定等文化財件数一覧

- : 該当なし

| 類型 | 国 | | 県 | 市 | 総数 | |
|-------------|----------|----|----|----|-----|-----|
| | 指定 | 登録 | 指定 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | 5 | 1 | 7 | 15 |
| | 石造物 | 0 | 0 | 3 | 43 | 46 |
| | 絵画 | 3 | 0 | 0 | 7 | 10 |
| | 彫刻 | 2 | 0 | 1 | 14 | 17 |
| | 工芸品 | 0 | 0 | 1 | 10 | 11 |
| | 古文書 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 考古資料 | 0 | 0 | 0 | 7 | 7 |
| | 書跡・典籍 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 歴史資料 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 無形文化財 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 3 | 16 | 19 |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | 0 | 0 | 2 | 33 | 35 |
| | 名勝地（名勝） | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| | 動物 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 植物 | 0 | 0 | 3 | 32 | 35 |
| | 地質鉱物 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| | 文化的景観 | 0 | - | - | - | 0 |
| 伝統的建造物群保存地区 | | 0 | - | - | 0 | |
| 文化財の保存技術 | | 0 | - | - | 0 | |
| 合 計 | | 7 | 5 | 14 | 185 | 211 |

指定等文化財は、211件

未指定文化財は、5,373件把握

将来像 豊かな自然に育まれた歴史文化を「みまさか人」でつなぐ

「みまさか人」とは・・・文化財保護の目的の一つとして「国民の文化的向上に資する」とされ、文化的向上とは、文化財を保存し継承する意味を考え、その意味を理解する能力（以下「文化的思考力」という。）を引き伸ばし、豊かな人間性を持つ人材の育成に文化財を活用することによって成されると考える。郷土の文化財を活用により豊かな郷土愛と文化的思考力を伸ばすことで人格の形成された人材を「みまさか人」という。

基本的方向性（1）

「文化財にふれる・学ぶ」

方向性に関する課題

- 課題①-1 総合的把握と見直し調査の不足
- 課題①-2 既存調査等の情報公開の不足
- 課題①-3 郷土芸能にふれる機会の不足
- 課題①-4 郷土学習の不足
- 課題①-5 実物にふれる機会の不足

基本的方向性（2）

「文化財を守る」

方向性に関する課題

- 課題②-1 社会的環境により文化財継承が困難
- 課題②-2 文化財維持管理の負担増加
- 課題②-3 防災・防犯の体制整備の不足
- 課題②-4 個別の文化財保存活用計画作成の取組周知の不足

基本的方向性（3）

「文化財をつなぎ、磨く」

方向性に関する課題

- 課題③-1 関係部署及び文化財所有者、文化財保護団体との連携不足
- 課題③-2 世代間交流の不足
- 課題③-3 文化財のもつ可能性の向上
- 課題③-4 多様な専門分野との連携不足

方向性に対する方針

- 方針1-1 文化財の把握調査について計画を作成し、地域や文化財保護団体、学校等と連携した調査体制を整備する。また把握調査の結果によっては詳細調査を実施する。
- 方針1-2 講演会の開催。文化財の把握調査や詳細調査の成果を広く公開する。
- 方針1-3 郷土の伝統芸能や伝統工芸、歴史を郷土学習の一環として、若年層から学習する機会を提供する。
- 方針1-4 座学だけでなく、現地を散策する講座等を開催する。
- 方針1-5 郷土資料の展示など現在の歴史民俗資料館のあり方を含めて検討する。

方向性に対する方針

- 方針2-1 文化財の詳細な記録保存に取り組む。
- 方針2-2 文化財維持管理の助成見直しと文化財の保存・管理の体制整備に取り組む。
- 方針2-3 文化財の防災・防犯設備の整備や災害時の体制整備に取り組む。
- 方針2-4 個別の文化財保存活用計画の策定を進める。

方向性に対する方針

- 方針3-1 文化財所有者、文化財保護団体、市文化財担当部局、市観光部局等の連携を密にするため協議体制を構築する。
- 方針3-2 地域間・世代間交流のための講座・イベント等を開催する。また新たな文化財の枠組みを創出し顕彰することで、地域の細かな事象を掘り起す。
- 方針3-3 文化財の魅力向上の取組の実施と取り組む人材育成の支援を行う。
- 方針3-4 文化財専門職員の資質向上と適正な配置及び各種専門家との連携構築に努める。

【取組み例】6 文化財講座の充実

調査結果や様々なテーマで講座を開催し、文化財の周知や情報発信を行う。



○体制：専門機関、保護団体、行政
○期間：R6～15

【取組み例】17 文化財の防災・防犯体制整備の推進

災害・毀損・盗難等に備え、文化財リストを整備し、消防、警察、地域などと共にする。文化財防災センター及び岡山県文化財等救済ネットワークとの連携を密にする。



○体制：地域、所有者、保護団体、行政
○期間：R6～15

【取組み例】27 歴史的建造物の保存・活用促進

歴史的建造物を把握し、保存・活用についての所有者との相談と保存・活用の計画づくりを行う。



○体制：所有者、行政
○期間：R6～15

関連文化財群が語るストーリーと文化財保存活用区域

■5つの関連文化財群

①中国山地の製鉄業

美作市では古くから製鉄が行われており、遺跡や地形、文書にその形跡が認められる。『日本靈巖記』には、孝謙天皇の治世（749～758年）に美作国英多郡にある官営鉄山で鉄の採掘が行われていたと記されている。また後山地区と中谷地区は、緩斜面地形を呈し、この地形は鉄穴流しにより形成されたと考えられる。



②山の信仰と里の祈り

県下最高峰の後山は、古くから修験道の行場として、今も多く修験者が入山する。また山林寺院が多く築かれ、多くの坊を持つ長福寺があり、三重塔は鎌倉時代の建立である。人里に下りて活躍した修験者もいた。山を敬う修験道、山林寺院での修行、里修験の祈りに関わる文化財群である。



③重なる道

美作市は、山陰と山陽の中間点として、近畿と中国地方の境にあって、古くから交通網が発達し、さまざまな地域との交流が見られる。参勤交代のため整備された因幡街道大原宿は往時の面影を遺している。また川を利用した水運も盛んで、物資の集積地である林野地区には往時の建築物が遺っている。



⑤宮本武蔵の足跡

美作市は、宮本武蔵生誕地の候補の一つである。戦前の吉川英治『宮本武蔵』は大人気作品となり、美作生誕説が全国に広まった。宮本武蔵生家跡などの史跡や父の新免武仁が仕えた新免氏の居城竹山城跡、吉川英治の作中のモデルとなった場所もある。



④上方へつなぐ

美作市は、古代から近畿圏（上方）と往来があり、様々な文物が持ち込まれ、仏教の影響がいち早くみられる。近世に上方から吸収した歌舞伎は地下芝居として盛んに行われた。また播磨の影響を受けた獅子舞もある。文化の最先端を走る上方文化を取り入れた。



■3つの文化財保存活用区域

①後山文化財保存活用区域

豊かな自然に囲まれた後山を中心に広がる。後山は本市の東北端に位置し、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定されている。美作市の特徴である修験道と製鉄の文化財を有機的に結び付け、回遊することで本市の歴史を把握できる区域とする。



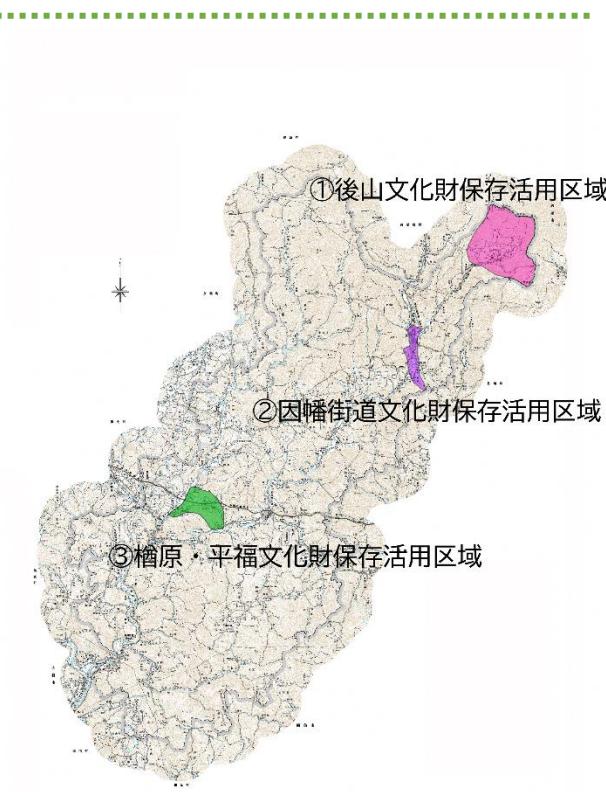
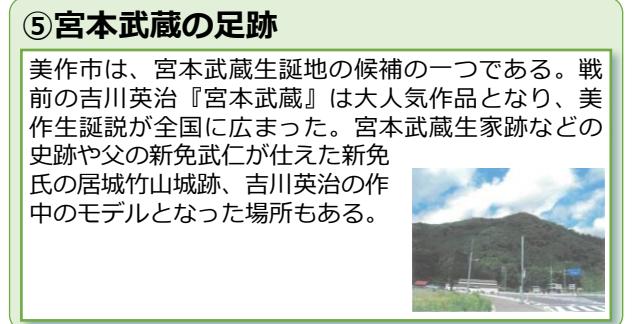
②因幡街道文化財保存活用区域

美作市の東部を南北に縦断する因幡街道の沿線である古町、中町、下町、今岡、宮本の地区を区域とする。周辺は大原断層が走り、断層に沿って街道が整備された。交通によって形成された往時の姿を中心に保存活用する区域とする。



③橿原・平福文化財保存活用区域

古代の山陽道美作支路推定路線や近世の出雲街道などの陸路や河川を利用した水路に沿って、大型古墳が築造がみられる。また装飾された陶棺や銅印の出土、古代寺院跡も発掘調査で確認されている。本市の原始から古代の姿を把握することのできる区域である。



【関連文化財群】②山の信仰と里の祈り

ストーリー

美作市に所在する後山は、県下最高峰を誇り、修験道の大本山である大峰山になぞらえ「西の大峰山」と呼ばれ、江戸末期には多くの修験者が入山した。住民にとって身近に感じられたため、大峯山への「講」など、修験道に関する痕跡が多く残っている。国指定重要文化財である林家住宅は、修験道の中谷坊の跡とされている。後山は現在多くの行者が訪れている。

真木山腹に広がる長福寺跡は、かつて数十の僧坊があり、三重塔が移築されて遺る。本尊の十一面觀音立像、絹本着色両界曼荼羅図や絹本着色不動明王など長福寺の隆盛を物語る。

里修験と呼ばれる、人里に下りて活躍した修験者もいた。明治から大正にかけて「そば粉聖人」と呼ばれ、多くの難病者を祈祷で救ったとされる僧遍照院は空は今も地元で祀られている。

主な構成文化財



道仙寺奥の院



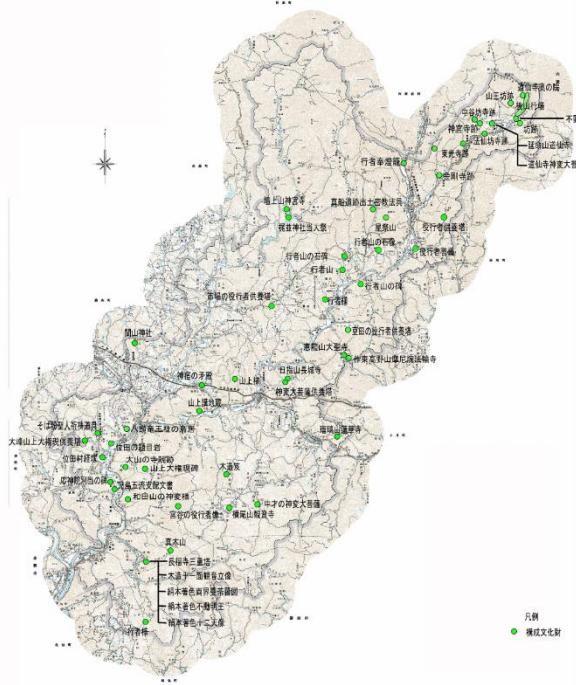
長福寺三重塔



位田村經塚



そば粉聖人祈祷道具



関連文化財群に関する課題と方針

【課題】

- ・山中に所在するため、詳細な記録が取られないまま所在不明となった文化財が多くある。
- ・過疎化により信者が減り、信仰対象の文化財の維持が困難となっている。
- ・後山や真木山を始めとした山岳信仰が盛んであった記憶が継承されていない。
- ・指定文化財を含めた仏像などの文化財について防犯、防災設備が設置されていない。
- ・信仰対象であるため公開などの活用がされていない。

【方針】

- ・仏像や神像など信仰に関する文化財の詳細調査を実施する。
- ・仏像や神像など維持が困難となった引継ぎ先を確保する。
- ・仏像や神像などの詳細記録保存を実施する。・文化財の防犯、防災対策への支援を行う。
- ・文化財の持つ魅力を発信するための取組を支援する。

関連文化財群に関する主な措置

38.信仰文化財の詳細調査

信仰に関する文化財の所在把握及び記録調査を実施する。

- 専門機関・行政
- R6～15

39.山林寺院伝承地調査

大山や間山など山林寺院があつたとされる箇所の悉皆・確認調査を行う。

- 行政・専門機関
- R9～15

40.信仰対象の引継ぎ事業

維持が困難となった仏像や神像などの文化財を寺院や神社など引継ぎ先を紹介する。

- 所有者・専門機関・行政
- R6～15

43.寺社などに所蔵されている文化財の防犯・防災対策への支援

寺社などに収蔵されている文化財の防犯・防災設備整備への支援を行う。

- 所有者・行政
- R6～15

45.真木山長福寺遊歩道の整備

真木山中腹の長福寺伽藍跡へ至る遊歩道の整備を行う。

- 行政
- R6～15

17 三原市文化財保存活用地域計画 【広島県】

【計画期間】令和6～16年度（11年間）

【面 積】471.51km²

【人 口】約9.0万人



◆指定等文化財件数一覧（令和5年8月現在）

| 分類 | 種別 | 国指定等 | 県指定 | 市指定 | 国登録 | 国選択 | 合計 |
|---------|-------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 建造物 | 3 | 2 | 13 | 12 | - | 30 |
| | 絵画 | 2 | 3 | 17 | 0 | - | 22 |
| | 彫刻 | 3 | 18 | 50 | 0 | - | 71 |
| | 工芸品 | 0 | 0 | 18 | 0 | - | 18 |
| | 書跡・典籍・古文書 | 1 | 14 | 22 | 0 | - | 37 |
| | 考古資料 | 0 | 1 | 2 | 0 | - | 3 |
| | 歴史資料 | 1 | 2 | 6 | 0 | - | 9 |
| 無形文化財 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 民俗文化財 | 有形の民俗文化財 | 0 | 1 | 1 | 0 | - | 2 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 4 | 10 | 0 | 1 | 15 |
| 記念物 | 遺跡（史跡） | 3 | 9 | 53 | 0 | - | 65 |
| | 名勝地（名勝） | 0 | 0 | (1) | 1 | - | 1 |
| | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 3 | 4 | 18 | 0 | - | 25 |
| 文化的景観 | | 0 | - | - | - | - | 0 |
| 伝統的建造物群 | | 0 | - | - | - | - | 0 |
| | | 16 | 58 | 210 | 13 | 1 | 298 |

注) 市指定の名勝地は、遺跡と重複指定のため(1)と表記

指定等文化財は、298件

未指定文化財は、2,783件把握

◆歴史文化の特徴

1 遺跡が伝える沼田川流域の暮らし

沼田川流域では先史～古代に集落や古墳が築かれ、古代山陽道が整備されたことで往来が生まれ、古代寺院も建立された。

2 古代から伝わる神と仏

古代から信仰対象として神像や仏像がもたらされ、現在まで地域社会で継承されている。

3 莊園の成立・展開と小早川氏の支配

地頭として定着した小早川氏による「沼田荘」支配により、地域の文化・経済の発展がもたらされた。

4 城下町「みはら」と街道

三原城、城下町が形成され、西国街道の往来により繁栄した。

5 近代工業都市「三原」への道程

鉄道や港に支えられ、近代工業都市として「三原」は発展した。

6 暮らしに息づく伝統文化

祭りや盆踊りなどの年中行事が暮らしとともにに行われ、現在へと引き継がれている。

7瀬戸内の海・山・川の恵み

瀬戸内海の沿岸部と内陸部で異なる自然環境が形成され、豊かな自然の中で多くの希少生物が生息している。

◆推進体制

1 行政（市）

三原市

教育部文化課、経済部観光課

都市部都市開発課、消防予防課など

国・県

文化庁

広島県教育委員会文化財課など

市審議会

三原市文化財保護審議会 など

3市民・団体

商工・観光団体

三原商工会議所

一社) 三原観光協会 など

歴史文化団体

歴史文化をテーマとした活動団体

その他

まちづくり活動を市民団体

2 所有者

有形の文化財の所有者・管理者

無形の民俗文化財の保存会など

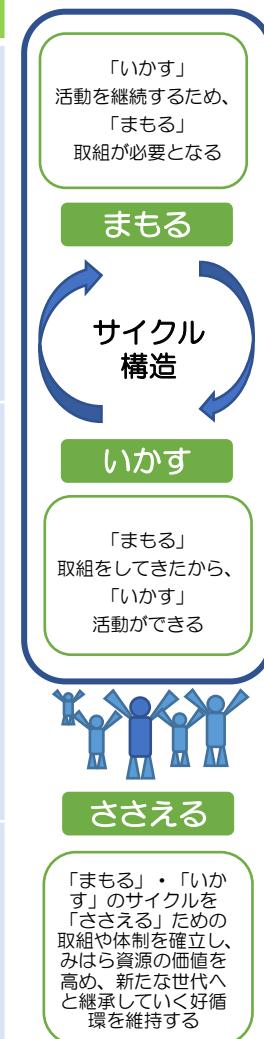
4 専門家

国立大学法人広島大学

広島県公立大学法人県立広島大学など

【将来像】未来へ向けてみはら資源の価値を高めながら継承していくまち

| 基本方針 | 課題 | 方針 | 措置の例 |
|--|---|--|--|
| 基本方針1 まもる みはら資源を「まもる」取組により、未来へ引き継いでいくまちをめざします | 保存の課題 1－1 調査・研究の課題 <ul style="list-style-type: none">把握調査が不足価値が明らかでない 等 1－2 保存・継承の課題 <ul style="list-style-type: none">調査成果を実感できる施設が不足損失に備える必要がある 等 1－3 防災・防犯の課題 <ul style="list-style-type: none">文化財の防災・防犯意識の向上災害時の対応手順の共有ができていない 等 | 1-1 調査・研究により「まもる」 <ul style="list-style-type: none">把握調査を進め価値を明らかにする地域全体で「まもる」意識の高揚 等 1-2 保存・継承により「まもる」 <ul style="list-style-type: none">デジタル化を進める、施設整備みはら資源のデータを整理・管理 等 1-3 防災・防犯により「まもる」 <ul style="list-style-type: none">防火査察や防火訓練の継続マニュアルを作成 等 | 1 未指定文化財の調査 継続事業 未調査となっている社寺などが所有する有形文化財（建造物・美術工芸品）や無形文化財などの未指定文化財を調査し、その成果を公表する。 ■取組主体 行政、所有者、専門家 市民・団体 ◆実施期間：R6～16 |
| 基本方針2 いかす みはら資源を地域の誇り・象徴としてまちづくりに「いかす」まちをめざします | 活用の課題 2－1 学校教育・社会教育の課題 <ul style="list-style-type: none">みはら資源の価値を知り、深め、学ぶ機会が少ない小中学校を対象とした学習コンテンツやプログラムが不十分 等 2－2 観光振興・交流人口増加の課題 <ul style="list-style-type: none">魅力を十分に活かせていない 等 2－3 地域振興に資する活動の課題 <ul style="list-style-type: none">取り組む団体を増やす必要がある | 2-1 学校教育・社会教育として「いかす」 <ul style="list-style-type: none">小中学生や生徒を対象とした学習コンテンツの開発やプログラム開発歴史民俗資料館を「いかす」学習拠点として整備 等 2-2 観光振興・交流人口増加として「いかす」 <ul style="list-style-type: none">三原市独自の観光資源の情報発信他市町や団体との交流 等 2-3 地域振興に資する活動として「いかす」 <ul style="list-style-type: none">取組を支援し地域活動を活性化 等 | 25 拠点施設の整備 新規事業 三原市歴史民俗資料館を歴史文化の総合的な拠点施設として、小早川家資料常設展示や城下町のガイダンス機能を有する施設とする。歴史資料の収集保存活用施設としての役割についても継続する。 ■取組主体 行政、専門家 ◆実施期間：R6～8 |
| 基本方針3 ささえる みはら資源を「まもる」「いかす」取組について、「ささえる」仕組みのあるまちをめざします | 保存と活用の支援に関する課題 3－1 人材育成の課題 <ul style="list-style-type: none">新たな人材の掘り起こしと育成が必要 等 3－2 財源確保の課題 <ul style="list-style-type: none">所有者の費用負担が大きい公的支援には限界がある 3－3 連携と体制づくりの課題 <ul style="list-style-type: none">情報共有・情報交換を増やす必要がある 等 | 3-1 みはら資源をささえる担い手を育成することで「ささえる」 <ul style="list-style-type: none">新たな人材の掘り起こし指導者である小中学校の先生の教育や育成 等 3-2 財源確保の取組により「ささえる」 <ul style="list-style-type: none">私的支援などの周知 等 3-3 連携と体制づくりで「ささえる」 <ul style="list-style-type: none">様々な団体や文化財所有者・管理者での情報交換の場を設ける 等 | 50 関係団体などとの連携・情報交換 新規事業 観光協会や各団体との定期的な情報交換や意見交換の場を設け、連携などを継続する。 ■取組主体 行政、所有者、市民・団体 ◆実施期間：R6～16 |



※みはら資源とは、「三原をかたちづくる」有形、無形の文化財・財産

【文化財保存活用区域】三原城下町文化財保存活用区域

本区域は、小早川隆景の三原城の築城により近世に城下町が形成された。

本区域内には、三原城跡の天主台や船入櫓などに石垣の遺構が残存し、西国街道沿いには現在も歴史を感じる町並みが残る。また多くの寺院には、数多くのみはら資源がある。

三原城跡の南側は埋め立てが進み、市街地が形成されると同時に工場が建ち、近代工業都市三原として発展した。



三原城跡



三原やっさ踊り

◆三原城下町保存活用区域内の主なみはら資源

宗光寺山門(国)・極楽寺本堂(県)・紙本墨書大般若経(国)
小早川氏城跡（三原城跡）(国)・三原城主浅野家歴代墓(市)
船木氏庭園(国登録)・やっさ踊り…

★区域内には

41件の指定文化財 + 未指定500件以上のみはら資源が集積

◆三原城下町文化財保存活用区域設定の理由

- みはら資源が集積している
- みはら資源が時代ごとに重層的に多数所在する
- 関連計画との相乗効果が狙える ※中心市街地活性化基本計画、観光戦略プラン
- 他の地域への波及効果が期待できる
- 多くのみはら資源の姿が変わりやすい状況にある

◆課題

- 1 記録 区域内は開発が進みやすく、みはら資源が失われる恐れがある。
- 2 周知 みはら資源が多く所在するも、価値が十分に周知できていない。
- 3 活用 既存の看板や史跡整備はあるが、基盤を用いた活用をさらに進める必要がある。
- 4 連携 区域内のイベントは多いが、活動を実施する団体と行政で十分な連携ができていない。



◆方針

- 1 開発により失われる恐れがあるみはら資源の記録作成や保存の実施
- 2 所在するみはら資源の価値を、調査により顕在化させ、公開する。
- 3 区域内で整備を行ってきた、既存の施設・整備を活かした取組を行う。
- 4 市や団体などとの間で情報共有を図り、連携して事業を行う。



◆措置の例

53 三原城跡・三原城下町遺跡調査などの実施 継続事業

失われるおそれのある三原城跡・三原城下町の遺跡について、調査により記録を残す。

- 取組主体：行政、所有者、専門家
- ◆実施期間：R6～16



56 小早川家資料の調査・公表 継続事業

市が所蔵する小早川家資料について、調査研究展示を行って広く価値を周知する。

- 取組主体：行政、専門家
- ◆実施期間：R6～16

小早川隆景画像

18 廿日市市文化財保存活用地域計画（第1次計画）【広島県】

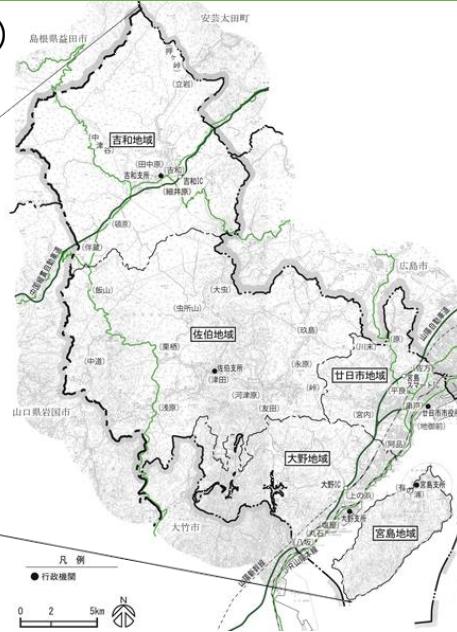
【計画期間】令和5～12年度（8年間）

【面 積】489.48km²

【人 口】約11.59万人

【関連計画等】世界文化遺産

「厳島神社」（H8年12月登録）



★歴史文化の特性

1. 石器となる石材に恵まれた冠高原

冠高原は標高800mの高原である。冠山から大量に噴出した安山岩を利用し、後期旧石器時代から弥生時代までのおよそ3万年にわたり打製石器が作られていた。

2. 厳島神社と厳島信仰

厳島神社は海上守護の神として信仰され、漁民・商人の崇拝を集めてきた。神事は数多く、人びとの日常に根ざしたもので、かたちを変えつつ現在も行われている。

3. 中世の武士たちと廿日市

源平の争乱後、厳島神主家は廿日市の桜尾城に本拠を移す。毛利元就の中国地方統一の契機となった地で、市内の寺院には関係する武将ゆかりの文化財が数多く伝わる。

4. 人びとの往来とモノの移動

本市には西国街道と津和野街道が通り、宮島は海上交通の結節点であった。さまざまな文化が伝わり、それらが交わることで独特の文化が生まれた。

5. 近現代の戦争の記憶

本市は、幕末の第二次長州戦争で戦場となった。その後の日清・日露戦争、太平洋戦争では、直接的な被害はなかったが、戦争関連施設が設けられ、一部は現在も遺る。

6. 海・山のめぐみと食文化

本市は、瀬戸内海の宮島から標高1,000mを超える西中国山地と南北に長く、四季折々に海の幸、山の幸が豊富に手に入る。これらを使ったさまざまな食文化が、今に伝わっている。

7. はつかいちの木工文化

本市は、古くから西中国山地の木材の積出港として栄えた。宮島彫り、口クロ細工が発展し、けん玉発祥地の地といわれている。木の文化は地場産業へと継承・発展してきた。

8. 暮らしの中に息づく芸能と祭り

南北に長い本市には、生活の中から生まれた民俗芸能をはじめ、さまざまな無形の民俗文化財が各地で継承されている。「安芸十二神祇」は十二番の舞を奉納する託宣の舞である。

★指定等文化財 件数一覧

令和5年4月1日現在

| 種別・分類 | 国 | | | | 県 | 市 | 計 | |
|---------|--------|--------|----|----|----|-----|-----|---------|
| | 指定 | 選択 | 選定 | 登録 | 指定 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 13(1) | - | - | 3 | 1 | 3 | 20(1) |
| | 美術工芸品 | 68(11) | - | - | 0 | 21 | 57 | 146(11) |
| 無形文化財 | 0 | 0 | - | 0 | - | 1 | 1 | 1 |
| 民俗文化財 | 有形 | 0 | 0 | - | 0 | - | - | 0 |
| | 無形 | 0 | 3 | - | 0 | 3 | 7 | 13 |
| 記念物 | 遺跡 | ※1(1) | - | - | 0 | 0 | 17 | 18 |
| | 名勝地 | ※1(1) | - | - | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 動植物地質等 | 4(1) | - | - | 0 | 4 | 17 | 25 | |
| | 文化的景観 | - | - | 0 | - | - | 0 | 0 |
| 伝統的建造物群 | - | - | 1 | - | - | - | 0 | 1 |
| 総 計 | 86(15) | 3 | 1 | 3 | 29 | 107 | 229 | |
| 埋蔵文化財 | - | | | | | | 218 | |

※：特別史跡特別名勝厳島は1件とする、「-」：該当無し、（ ）：うち国宝、特別史跡・特別名勝、特別天然記念物

指定等文化財 229件
未指定文化財 1,580件把握

★推進体制

| | 取組主体 |
|----------|--|
| 市民・地域団体等 | 文化財の所有者・保持者、文化財市民調査員（仮称）、文化財の所在する地域住民（市民）、地域自治組織（5地域、28団体）、文化財の保存・活用に係わる団体・グループ等 |
| 関係団体 | 廿日市市文化協会、廿日市市芸術文化振興事業団、廿日市商工会議所、佐伯・大野町・宮島町商工会、はつかいち観光協会、宮島観光協会、宮島細工協同組合、保護・研究団体等 |
| 学識経験者 | 廿日市市伝統的建造物群保存地区審議会、宮島歴史民俗資料館協議会、廿日市市総合計画審議会、大学等 |
| 行政 | 廿日市市、市消防本部、広島県、県警察本部、文化庁、環境省、林野庁、海上保安庁等 |
| 進行管理 | 廿日市市文化財保護審議会、廿日市市文化財保存活用地域計画協議会、廿日市市歴史文化まちづくり協議会 |

■ 市域全体

課題

方針

重点措置の例

方向性1：調査と保存 廿日市市の文化財を知り、価値を共有する

●(1)廿日市市の文化財を守る

- ア 文化財の指定等の基準整備や現況把握
- イ 文化財の現状を踏まえた認定や保存制度
- ウ 指定等文化財の保存修理や維持管理
- エ 無形文化財等の記録保存

●(2)文化財調査による郷土の魅力発掘

- ア 文化財の把握調査や詳細調査
- イ 埋蔵文化財の調査と成果の整理

●(3)出土文化財の再整理と活用

- ア 出土文化財の再整理と活用

●(4)体制整備と職員のスキルアップ

- ア 文化財専門職員の体制充実・強化
- イ 文化財担当職員のスキルアップと、市職員の文化財保護意識の醸成・向上
- ウ 文化財に関する行政関連部局や関係団体・大学などの連携

●(1)廿日市市の文化財を守る

- ア ①指定基準を整備する。②指定などを促進する。③指定等文化財の現況確認と台帳を作成する。
- イ ①認定制度を創出する。②後継者の育成支援を検討する。③未指定文化財の保存制度を検討する。④市補助金制度を整備する。
- ウ ①指定等文化財の保存修理を行う。②指定等文化財のパトロールを行う。
- エ ①無形文化財などの記録保存を行う。

●(2)文化財調査による郷土の魅力発掘

- ア ①未指定文化財のうち、把握調査が行われていない地域や種別について、優先的に把握調査を行う。②文化財の詳細調査を行う。③把握調査や詳細調査の報告書を作成する。
- イ ①埋蔵文化財の確認調査を行う。②遺跡地図の更新を進める。③赤色立体地図を導入する。④重要遺跡の把握を進める。

●(3)出土文化財の再整理と活用

- ア ①出土文化財の再整理を行う。②発掘調査報告書を作成する。③出土文化財を公開・活用する。

●(4)体制整備と職員のスキルアップ

- ア ①文化財専門職員の雇用を検討する。
- イ ①文化財専門・担当職員への専門研修を行う。②市職員への文化財保護研修を行う。
- ウ ①関連部局や団体・大学などとの連携を検討する。

3 指定等文化財現況確認調査事業 (1)ア③

- ・国、県、市の指定等文化財について、所在及び現況を確認するための調査を行う。
- 所有者、研究者、行政
- R5~12



シャクナゲ群生地

21 記念物（遺跡・名勝地）把握調査事業 (2)ア①

- ・未指定の記念物（遺跡・名勝地）について、把握調査を行う。
- 市民、地域、所有者、研究者、行政 ■R5~12



室浜砦台跡

35 埋蔵文化財専門職員等の確保 (4)ア①

- ・埋蔵文化財専門職員をはじめ、文献や民俗など、本市に必要な各分野の専門職員の計画的雇用と、配置を検討する。 ■行政 ■R5~12

方向性2 公開と活用 廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなぐ

●(1)文化財を活かしたまちづくり

- ア 各種文化財の学習機会の確保
- イ 文化財に関する情報発信と案内板や説明板の整備
- ウ 所有者等による文化財の公開・活用
- エ 重要遺跡等の公開・活用
- オ 文化財の把握調査に基づいた、総合的・一体的な保存と活用

●(1)文化財を活かしたまちづくり

- ア ①文化財関連講座や講演会などを開催する。
- イ ①文化財に関する情報発信を検討する。②文化財のパンフレットなどを作成する。③文化財への標識、案内板、説明板を統一する。④既存の案内板、説明板を更新する。
- ウ ①文化財の公開を支援する。②文化財所有者との連携を検討する。
- エ ①重要遺跡を公開・活用する。
- オ ①関連文化財群などの設定を検討する。②文化財探訪ルートを検討する。③文化財の普及啓発体制を検討する。

52 関連文化財群等設定事業 (1)オ①

- ・把握調査の成果に基づき、市民参加によって関連文化財群や文化財保存活用区域を検討し、設定する。
- 市民、地域、所有者、研究者、行政 ■R8~12



■ 市域全体

課題

方針

重点措置の例

方向性2 公開と活用 廿日市市の文化財を活かし、まちづくりにつなぐ

● (2)歴史民俗資料館等の整備・充実

- ア 収蔵資料の把握や整理と公開・活用
- イ 調査研究に基づく資料館の展示の充実や情報発信
- ウ 文化財に関する学習機会の確保・充実
- エ 資料館等の展示や収蔵施設の整備・充実
- オ 埋蔵文化財センター等の整備

● (3)災害等から文化財を守る

- ア 災害等から文化財を守るために周知や啓発活動
- イ 文化財の防災対策の実態調査や緊急時対応マニュアル
- ウ 文化財の防火パトロールや防災訓練

● (2)資料館等(宮島以外)の整備・充実

- ア ①収蔵資料台帳を整理する。②収蔵資料の詳細調査を行う。③資料収集(収蔵)基準を作成する。④収蔵資料を公開・活用する。⑤収蔵資料のデジタル化を検討する。⑥資料館の情報発信を検討する。
- イ ①収蔵資料の調査を進める。②収蔵資料の調査報告書を作成する。
- ウ ①学芸員による展示解説・講座などを行う。②館外での学習機会を増やす。
- エ ①施設の再編や整備・拡充を検討する。
- オ ①出土文化財の再整理と公開・活用を進める。②出土文化財の収蔵・保管施設の整備を検討する。

● (3)災害等から文化財を守る

- ア ①情報発信や啓発活動を行う。
- イ ①指定等文化財について、防災・防犯対策の実態調査を行う。②指定等文化財の防災・防犯計画を策定する。③災害時の広域的避難体制を検討する。④防災・防犯の設備を検討する。
- ウ ①文化財防火パトロールを行う。②文化財防災訓練を行う。

70 資料館等(宮島以外)整備検討事業 (2)工①

- ・資料館など(宮島以外)の再編や整備・拡充を検討するため、調査・検討を行う。
 - 行政 ■R5~12

78 文化財防災訓練実施事業 (3)ウ②

- ・文化財所有者・管理者及び地域住民などが参加する防火・防災訓練を行う。
 - 市民、地域、所有者、行政
 - R5~12



■ 宮島

方向性3 宮島の保存と活用 宮島を保存・活用し、未来世代へ確実に継承する

● (1)宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

- ア 宮島の保存制度の周知
- イ 宮島の文化財について、保存・活用に関する計画策定や改訂

● (2)宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

- ア 宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

● (3)宮島の調査研究と魅力の発信・活用

- ア 宮島に関係する文化財の公開と、多様な媒体による情報発信
- イ 宮島に関する調査研究
- ウ 宮島の文化財を保存・活用するための拠点施設整備と、埋蔵文化財の計画的な調査・研究

● (1)宮島の保存制度の周知と保存活用計画の策定

- ア ①宮島のさまざまな規制の周知を進める。
- イ ①保存管理計画の改訂を検討し、管理団体の作成に協力する。②島内の文化財について、保存・活用のための共通方針を検討する。③保存管理計画の運用規定を作成する。

● (2)宮島に関係する部局間の連携体制構築と、民間保護団体の把握

- ア ①宮島に関係する部局・機関の連携を進める。②宮島に関係する民間保護団体を把握する。

● (3)宮島の調査研究と魅力の発信・活用

- ア ①指定等文化財の公開・活用を促進する。②文化財の情報発信を検討する。
- イ ①歴史文化の調査研究を進める。
- ウ ①歴史文化や文化財に関するさまざまな拠点施設の整備を検討する。②島内の埋蔵文化財の発掘調査を進める。

79 宮島文化財保存活用啓発事業 (1)ア①

- ・宮島の文化財や自然・景観などに対する法令などの説明会・研修会を開催する。
 - 市民、地域、所有者、行政 ■R5~12

89 宮島歴史民俗資料館整備事業 (3)ウ①

- ・宮島歴史民俗資料館の移転・再整備計画を早急に具体化し、着手する。
 - 研究者、行政
 - R5~12



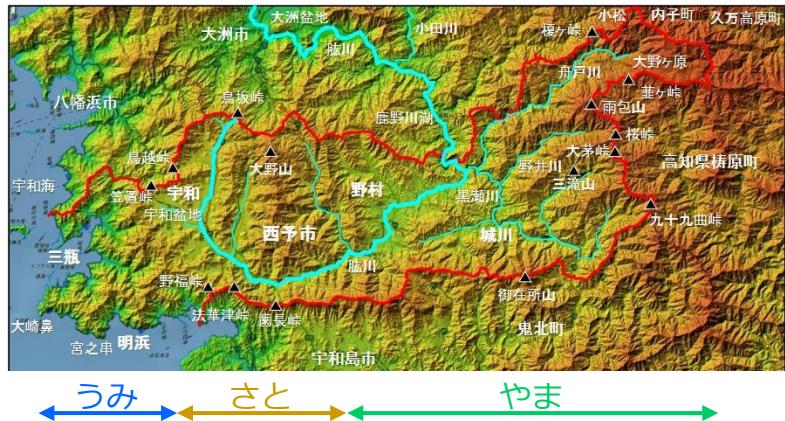
19 西予市文化財保存活用地域計画【愛媛県】

【計画期間】 令和6~15年度
(10年間)

【面 積】 514.34km²

【人 口】 約3.5万人

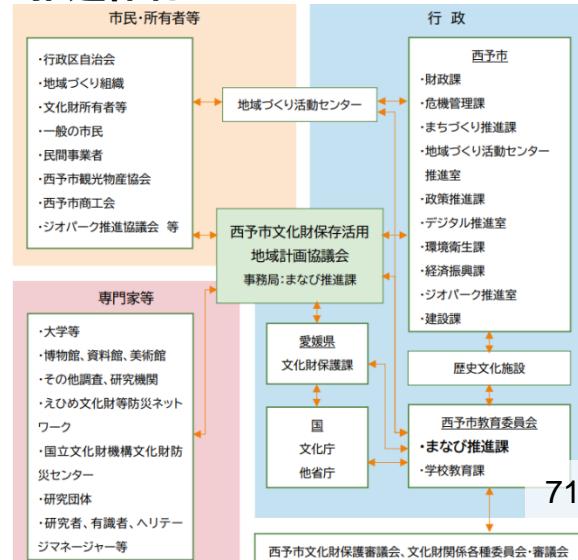
【関連計画等】 日本遺産～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～(H27年度)、四国西予ジオパーク(H25.9 日本ジオパーク)



■ 指定等文化財件数一覧

| 区分／種別 | 国 | | | | 県 | 市 | 計 | |
|---------|--------------|-----------------------|----|----|----|----|-----|-----|
| | 指定 | 選定 | 選択 | 登録 | | | | |
| 有形文化財 | 建造物 美術工芸品 | 1 | — | — | 10 | 0 | 44 | 55 |
| | | 絵画 | 0 | — | 0 | 3 | 1 | 4 |
| | | 彫刻 | 0 | — | 0 | 1 | 17 | 18 |
| | | 工芸品 | 0 | — | 0 | 1 | 5 | 6 |
| | | 書跡・典籍 | 1 | — | 0 | 0 | 6 | 7 |
| | | 古文書 | 0 | — | 0 | 2 | 5 | 7 |
| | | 考古資料 | 0 | — | 0 | 0 | 19 | 19 |
| 無形文化財 | 民俗文化財 | 0 | — | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | | 有形の民俗文化財 | 0 | — | 0 | 2 | 15 | 17 |
| 記念物 | 無形の民俗文化財 | 0 | — | 3 | 0 | 5 | 32 | 40 |
| | | 遺跡(史跡) | 2 | — | — | 6 | 24 | 32 |
| | 名勝地(名勝) | 0 | — | — | 0 | 1 | 3 | 4 |
| | | 動物、植物、地質鉱物 (天然記念物) | 0 | — | — | 5 | 24 | 29 |
| | 文化的景観 | — | 1 | — | — | — | — | 1 |
| 伝統的建造物群 | 伝統的建造物群 | — | 1 | — | — | — | (1) | 1 |
| | 文化財の保存技術 | — | 0 | — | — | — | — | 0 |
| 計 | | 4 | 2 | 4 | 10 | 26 | 204 | 250 |
| | | | | 20 | | | | |

■ 推進体制



■ 歴史文化の特徴

うみ：宇和海リアス海岸地帯の人々の営み

宇和海沿岸の漁業の好不漁を補う斜面地農業が展開する中で、地形や地質を活かした独特の段畠景観が形成された。高山や三瓶など一部では工鉱業化が進展し、町の発展を促した。荒ぶる牛鬼が特徴の祭りは、地域の紐帶となっている。

さと：南予の中核・宇和盆地

宇和盆地は先史・古代から稻作と周辺との交流を背景に、南予の中核としての役割を果たした。中世には西園寺氏の支配下にあり、近世には在郷町、宿場町、四国遍路札所の門前町として発展し、近代以降の発展の礎を築いた。

やま：山間地農業と茶堂のある農山村

藩政期から泉貨紙生産や櫟栽培が盛んで、峠を介した土佐との交流や肱川を介した物資の運搬が盛んに行われた。こうしたなか、茶堂の接待文化、虫送りや花取り踊り、念仏踊りなど山間部独特の文化を育んできた。

【目指す姿】文化・文化財を守り活かす取り組みで、文化を楽しむ人が増え、まちの魅力が増しています。

■ 文化財のもつ可能性

地域の基盤をなす自然環境のもと、その地域に住む人々や地域に関係する人々によって生み出され、育まれてきた文化を体現するのが文化財である。文化財はある地域の個性を理解し語るうえで欠かすことのできない共有の財産である。地域コミュニティが主体性をもって地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む西予市にとって、文化財の保存・活用の取り組みが必要である。文化財の持つ可能性を活かし市が目指す姿を実現するため、文化財の調査・把握、文化財の保存、文化財の整備・活用の三つの方向性を定める。

■ 文化財の保存・活用

| | 文化財の調査・把握 | 文化財の保存 | 文化財の整備・活用 |
|------|---|--|---|
| 課題 | ○部分的な把握に留まる文化財の種別等がある。 ○文化財の内容を確認する統一した資料がない。 ○地域の価値の見つけ方がわからない。(ほか) | ○保存修理が必要な文化財がある。 ○文化財の防災対策が十分ではない。 ○文化的所産を顕彰する仕組みがない。(ほか) | ○歴史文化の特徴を理解するための施設がない。 ○文化財保護活動への参画を希望する市民等の受け皿がない。(ほか) |
| 方針 | ・把握の進んでいない文化財の把握を進める。 ・文化財の詳細な情報を記載したカルテを作成する。 ・文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握や調査を支援する。(ほか) | ・必要に応じて適切な保存修理を施す。 ・文化財の災害予防対策を講じる。 ・本市独自の顕彰制度を創設し運用する。(ほか) | ・西予市のうみ、さと、やまの歴史文化の特徴を理解できるようエリアごとの展示施設を活用する。 ・文化財保護活動に参画する人々の受け皿となる団体を設立する。(ほか) |
| 措置の例 | <p>4. 文化財カルテの作成 文化財の概要、所有者連絡先、遺存状態、保管状況、予想される災害等の情報を盛り込んだ指定等文化財のカルテを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等■R6～15 <p>5. 地域づくり活動における文化財調査の支援 文化財を活かした地域づくり活動における文化財の価値の把握について、専門家の紹介や調査の実施などの支援を行い、地域づくり活動を後押しする。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等、専門家等■R6～15 | <p>8-2. 保存修理の実施 市所有の指定等文化財の保存修理を実施する。民間所有の指定等文化財については保存修理を促し、保存修理には補助金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等、専門家等■R6～15 <p>12. せいよ地域遺産制度（仮）の創設、運用 未指定文化財や必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、市や地域にとって重要で次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産を検証する制度を創設し運用する。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等、専門家等■R6～15 | <p>15-2. ガイダンス施設の整備と活用 歴史文化の理解を深めるとともに、文化財保護活動や文化財を活かした地域づくり活動に関わる市民の活動拠点、市民と来訪者の交流拠点としてガイダンス施設を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等、専門家等■R6～15 <p>18. せいよ文化財応援団（仮）の設立と育成 市内の文化財に関する諸活動に参加し、文化財の保存や活用を支援する団体を設立し育成する。</p> <ul style="list-style-type: none">■行政、市民、所有者等、専門家等■R6～15 |

文化財の一体的・総合的な保存と活用（関連文化財群）

西予市の関連文化財群

構成する文化財の多寡、構成する文化財の調査の進み具合、活用の核となる文化財の有無などの観点から、次の4つを設定した。

うみ：宇和海と段畠における農漁業

宇和海沿岸ではアリス海岸の入江湾奥の狭い扇状地に集落が営まれ、近世は鰯網漁が盛んで谷筋で稻が、斜面地では麦、甘藷、櫟などの栽培が行われた。近代には不漁もあって縞（木綿）織りが盛んになり、九州や土佐の山間部等への行商で現金収入を得た。明浜では養蚕が盛んになり桑栽培のため段畠の石垣化が進み、養蚕関連施設が整備された。三瓶では近海・遠洋漁業も行われ、埋立地での紡績業など工業化が進み商店街や住宅地の形成・発展につながった。両地域とも、昭和30年代からは斜面地での柑橘栽培と沿岸での養殖・シラス漁が盛んになった。

措置

1. 文化財の調査
2. サインの更新
3. 展示の更新
4. 宇和海狩浜の段畠と農漁村景観の保存、整備



さと：稲作と交流に支えられた宇和盆地の遺跡群

縄文時代からの四国西南部と九州との交流を下地として、弥生時代前期に宇和盆地に稲作が伝播・定着した。また宇和盆地は、九州、松山平野（瀬戸内）との交流により先進的な文化を入手し、文物を西南四国各地へ送り出した。このような稲作と各地との交流を背景に、宇和盆地は南予の中核としての位置を確立した。古墳時代前期には前方後円墳が複数築造された（ほか中期以降も古墳が営まれ、朝鮮半島など東アジア世界とのつながりも垣間見える）。古代には寺院や官衙関連遺跡が営まれるなど、宇和盆地は古代国家が古代南予に設置した広大な宇和郡の中心だった。

1. 初期稲作文化の顕現
2. 古墳群の調査・研究の実施
3. 古墳群の保存と整備
4. 古墳展示の再整備とガイダンス施設、サインの整備
5. 葬送儀礼の復元など体験事業の実施



さと：交通の要衝が生み出した町並み

伊達氏を藩主として迎えた宇和島藩において随一の米の生産量を誇った宇和盆地は、大洲と宇和島の中間にあり、八幡浜、野村などとの結節点にあたる交通の要衝だった。のちに卯之町と呼ばれるようになった松葉町は計画的な地割に基づき町が形成され、街道の宿場町としてまた四国八十八箇所霊場明石寺の門前町として発展し、武士や商人、僧侶、四国遍路などが行き交った。天保期に卯之町で開業したシーボルトの高弟・二宮敬作の影響を受けた者たちは、産業振興、金融、教育等を通じ幕末から近代の卯之町の発展に貢献した。

1. 旧開明学校校舎の保存修理
2. 卯之町の再評価
3. 保存計画の改訂
4. 卯之町の歴史を理解する展示・標示
5. 空き家対策の検討
6. サイン整備



やま：茶堂と農山村のまつり・行事

当市の山間部では、旧道沿いに茶堂と呼ばれる一間四方宝形造の社堂が設けられ、農作業の休息所、実盛送りなどの年中行事の拠点、遍路や旅人の接待場所など多目的に利用されてきた。現在160棟を超える茶堂は、当地の山村景観の特徴的な構成要素でもあり、茅葺屋根の維持をはじめとして、茶堂を残し伝える取組が行われている。茶堂や花取り踊りは、土佐と共に通する文化としても特徴的である。このほか、遊子谷の神仏講の習俗、土居の御田植行事、窪野の八ツ鹿踊り、楽念仏（念仏踊り）なども山間部に特徴的な行事、伝統芸能である。

1. 茅葺き講座との連携
2. まつり・行事の実態の把握
3. 茶堂や農山村のまつり・行事の展示と発信
4. 茶堂や農山村のまつり・行事の記録作成
5. まつり・行事体験の実施



【関連文化財群】稲作と交流に支えられた宇和盆地の遺跡群

概要

地 域：さと

歴史文化の特徴：南予の中核・宇和盆地

縄文時代からの四国西南部と九州との交流を下地として、弥生時代前期に宇和盆地に稲作が伝播・定着した。また宇和盆地は、九州、松山平野（瀬戸内）との交流により先進的な文化を入手し、文物を西南四国各地へ送り出した。このような稲作と各地との交流を背景に、宇和盆地は南予の中核としての位置を確立した。古墳時代前期には前方後円墳が複数築造されたほか中期以降も古墳が営まれ、朝鮮半島など東アジア世界とのつながりも垣間見える。古代には寺院や官衙関連遺跡が営まれるなど、宇和盆地は古代国家が古代南予に設置した広大な宇和郡の中心だった。

構成文化財



笠置峠古墳（県指定）



蕨手刀（市指定）

関連文化財群に関する課題

- 初期稲作文化を理解できる場がない。
- 価値が十分に明らかになっていない古墳が多い。
- 古墳や地域の歴史文化を理解しあつ史跡に関する市民活動、来訪者との交流拠点がなく史跡等のサインが限られている。

関連文化財群に関する方針

- ・初期稲作文化の調査研究を進め展示等で理解できるようする。
- ・古墳の調査を継続し価値を明らかにし、保存整備を図る。
- ・ガイダンス施設を整備し、地域内の文化財のサイン整備を進め、葬送儀礼の復元などの活用事業に取り組む。

ほか

関連文化財群に関する主な措置

1. 初期稲作文化の顕現
 - 行政、専門家等 ■R6～15
2. 古墳群の調査・研究の実施
 - 行政、市民、専門家等 ■R6～15
3. 古墳群の保存と整備
 - 行政、市民、所有者等、専門家等 ■R9～15
4. 古墳展示の再整備とガイダンス施設、サインの整備
 - 行政、市民、所有者等、専門家等 ■R6～15
5. 葬送儀礼の復元など体験事業の実施
 - 行政、市民、専門家等 ■R6～15

20 佐伯市文化財保存活用地域計画【大分県】

【計画期間】令和6~9年度（4年間）

【面 積】903.14km²

【人 口】約6.7万人



歴史文化の特徴

1. 海のさいき

本市の海岸部は、リアス海岸特有の突出した半島と湾が連続している。気候は温暖多雨で海岸性の環境を反映した自然林が見られ、海中にはサンゴ礁が広がる。豊後水道を介して四国や瀬戸内海を通じた近畿との交流によって、外へと開かれた地域であった。江戸時代の佐伯藩は漁場保全に通じる施策を探り、豊富な海産資源や海上交通網の税収は藩の財政を支えた。大正時代には瀬戸内海への玄関口として砲台が築かれ、昭和期には海軍航空隊が開闢し市街地発展のきっかけとなった。

2. 山のさいき

本市の中部から西部を占める祖母・傾山系に連なる山々には、険しい地形のなか、石灰岩層では鍾乳洞が形成され、凝灰岩層は豊富な石造物の素材となった。水田耕作には向きであったものの、森林資源を生かして製茶や炭焼き、製材、製紙が発達し、山間部を代表する商品となった。また、本市南西部は鉱物資源に恵まれ、鉱山経営や窯業も行われた。豊後と日向を結ぶ日向道は、文化的な往来だけでなく、戦国時代や明治時代初期の西南戦争では激戦の舞台ともなった。

3. 人が集い活躍するさいき

祖母・傾山系に源を発し豊後水道に注ぐ番匠川とその水系は、河口部に沖積地を形成した。船を利用した重要な交通路でもあり、下流域に海・山の資源が集約され、人々が集まり市街地へと発展した。平安時代から戦国時代に水軍を擁して交通を支配した佐伯氏の根拠地となり、近世には佐伯藩毛利家の城と城下町が建設された。水産業収入を軸とした高い経済力を背景に、佐伯文庫の収集、藩校の設立によって、多くの優れた思想家や学者を全国へと送り出した。

4. 文化がつながり交わるさいき

本市の歴史は、豊後水道を介した海上交通路、南北に通る陸上交通路の日向道、海岸部と山間部をつなぐ番匠川水系を利用した水上交通路が支えた。近畿の影響を受けた石造物や仏像が造られ、瀬戸内から石材加工や石垣、造船技術の導入が図られた。山間部の農林産物は番匠川水系を通じて集約され、瀬戸内海を経て近畿へ移出された。産物の輸送や出稼ぎによってさまざまな地域との交流が生まれ、文化や芸能を伝えた。

指定等文化財件数一覧

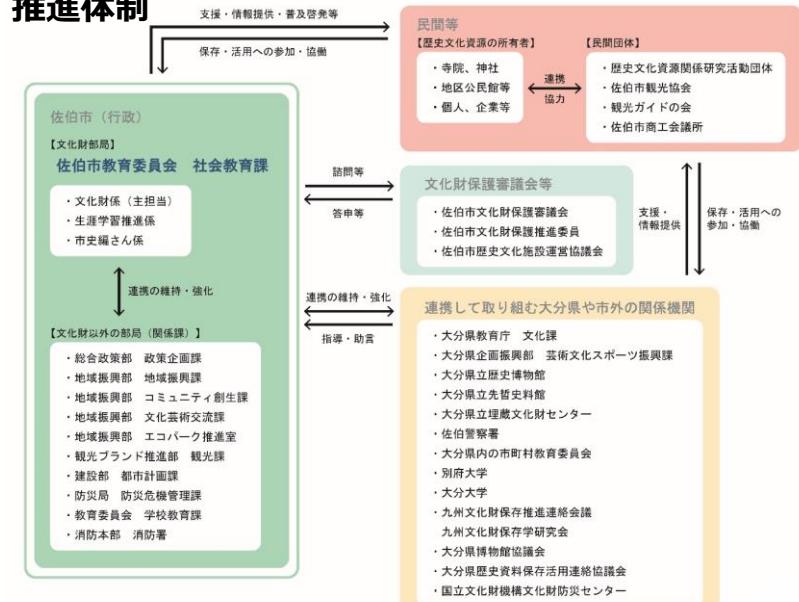
| 大分類 | 小分類 | 国 | | 県 | | 市 | 合計 |
|-------|-------------------|-----|----|----|----|---|-----|
| | | 指定等 | 選択 | 登録 | 指定 | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 0 | - | 4 | 5 | - | 79 |
| | 絵画 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 |
| | 彫刻 | 0 | - | 0 | 1 | - | 21 |
| | 工芸品 | 0 | - | 0 | 1 | - | 2 |
| | 古文書 | 0 | - | 0 | 0 | - | 22 |
| | 書跡 | 0 | - | 0 | 0 | - | 2 |
| | 典籍 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 |
| | 考古資料 | 0 | - | 0 | 1 | - | 3 |
| | 歴史資料 | 0 | - | 0 | 0 | - | 6 |
| 無形文化財 | 有形の民俗文化財 | 1 | - | 0 | 1 | - | 11 |
| | 無形の民俗文化財 | 0 | 0 | 0 | 7 | 1 | 14 |
| | 遺跡（史跡） | 1 | - | 0 | 3 | - | 24 |
| | 名勝地（名勝） | 0 | - | 0 | 1 | - | 7 |
| | 動物・植物・地質鉱物（天然記念物） | 4 | - | 0 | 18 | - | 26 |
| | 文化的景観 | 0 | - | - | - | - | 0 |
| 記念物 | 伝統的建造物群 | 0 | - | - | - | - | 0 |
| | 合計 | 6 | 0 | 4 | 38 | 1 | 219 |
| | | | | | | | 268 |

指定等文化財は、268件

未指定の歴史文化資源は、5,161件把握

※本計画では法律上の文化財に加え、その周囲にあって市民のアイデンティティを構成する「もの」、「こと」を「歴史文化資源」とした。

推進体制



【将来像】市民だれもが佐伯市の歴史文化に誇りを持ち、語ることが出来る

将来像実現
に向けての
視点

課題

方針

措置の例

調べて受け継ぐ

価値と楽しさを知る

地域づくりに
活用する

(1)把握と評価

- ① 所在や状態の把握調査が不十分
- ② 正確な評価のための詳細調査が不十分
- ③ 歴史文化施設の収蔵資料の整理が不十分

(2)未来への継承

- ① 地域に伝わる伝統芸能・行事の担い手不足への対策が不十分
- ② 歴史文化資源に関する情報の喪失や散逸の危険性への対策が不十分

- ③ 日常的な管理の中でのき損の危険性への対策が不十分

- ④ 歴史文化資源に対する適切な記録保存が不十分

- ⑤ 歴史文化資源を収蔵する施設の不足

(3)「守る」体制作り

- ① 多様な分野の専門職員の不足

- ② 防犯・防災体制が不十分

- ③ 被災後等のレスキュー体制が未構築

(1)情報発信

- ① 歴史文化施設が実施する講座の参加者の減少
- ② SNS・Webコンテンツの活用が不十分
- ③ 新聞社やテレビ局等メディアの活用が不十分
- ④ 調査研究成果の公開が不十分

(2)取り巻く環境

- ① 歴史文化資源を見学する環境整備が不十分

- ② アクセスが困難な歴史文化資源に対する代替手段が未整備

- ③ 歴史文化資源に関する手続き等のデジタル化への対応が不十分

(1)観光振興・産業振興の推進

- ① 市民や地元企業との連携が不十分
- ② 行政内部における関係部局との連携が不十分

(2)郷土の歴史文化教育への活用

- ① 学校教育との連携が不十分

- ② 地区公民館やコミュニティセンターとの連携が不十分

- ③ 地区公民館やコミュニティセンター所蔵資料の公開が未整備

- ① 戦争遺跡・キリストン関連歴史文化資源・郷土食に関する把握調査の実施

- ② 計画的な詳細調査の実施

- ③ 継続的な歴史文化施設収蔵資料の整理

- ①-1 伝統芸能・行事を継承する機会の創出

- ①-2 伝統芸能・行事の保存・継承活動の支援

- ②-1 歴史文化資源の定期的な現状把握

- ②-2 歴史文化資源の文化財指定等の推進

- ②-3 市が所有する歴史文化資源の確実な継承

- ③-1 歴史文化資源の日常的な取り扱い方法の周知

- ③-2 歴史文化資源に関する連絡体制の整備と周知

- ③-3 指定等文化財の保存・修理事業に対する支援

- ④ 緊急性に応じた適切な記録保存の実施

- ⑤ 歴史文化資源の収蔵施設の確保

- ①-1 歴史文化資源に関わる専門職員の計画的な採用・配置

- 歴史文化資源に関わる市内外の専門家等との連携体制の構築

- ①-3 歴史文化資源に関わる人材や団体の資質向上

- ②-1 歴史文化資源に関する緊急連絡体制の構築

- ②-2 歴史文化資源の防犯・防災対策の推進

- ③ 被害の全体を網羅したレスキュー体制の構築

- ① 親しみやすいテーマ・参加しやすい方法での講座・教室の開催

- ② SNS・Webコンテンツを活用した情報発信の推進

- ③ 各種メディアへの積極的な情報提供の推進

- ④ 調査研究成果の刊行物以外の方法も加えた公開の推進

- ① 歴史文化資源を見学するための環境整備の推進

- ② アクセス困難な歴史文化資源に対する代替手段の整備の推進

- ③ 歴史文化資源に関する手続き等のデジタル化の推進

- ① 歴史資源の官民協働による活用の推進

- ② 行政内部の関係部局との連携強化

- ① 学校教育との連携強化

- ② 地区公民館・コミュニティセンターとの連携強化

- ③ 地区公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用の推進

市（文）：市の文化財部局
市（関）：文化財以外の市の部局
民間等：所有者等、地域、関係団体など

5：伝統芸能を体験・披露する機会の創出

- 市（関）、民間等
- R6～9

11：歴史文化資源に関するマニュアルの作成と周知

- 市（文）、民間等
- R6～7

25：SNS・Webコンテンツの定期的な更新

- 市（文）、市（関）、民間等
- R6～9

30：歴史文化資源に関する申請・届出等のフォーム作成

- 市（文）
- R6～9

36：子ども学芸員事業の実施

- 市（文）、市（関）
- R6～9

39：公民館・コミュニティセンター所蔵資料の公開・活用の体制整備

- 市（文）、市（関）、民間等
- R6～7

歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用 – 関連歴史文化資源群の設定 –

歴史文化の特徴

関連歴史文化資源群

構成歴史文化資源

| | | | | |
|--------------------|------------------------|---|---|----------------------|
| 海の さいき | ① 豊後水道が育む自然と伝統 | 蒲江の漁撈用具・鯨の墓・シシ垣・暁嵐の瀧・豊後二見ヶ浦・最勝海浦のウバメガシ林・沖黒島の自然林・大宮八幡神社の自然林（ほか） |  | 蒲江の漁撈用具 [国指定] |
| | ② 地震・津波・水害の記憶と語り継がれる教訓 | 御城下分見明細図絵・成松文書・佐伯城下町（馬場の土手）・龍神池（ほか） |  | 津波に襲われた 米水津地区浦代浦 |
| | ③ 豊予海峡の要衝 軍都佐伯 | 旧佐伯海軍航空隊掩体壕・丹賀砲台跡・仙崎砲台跡・鶴御崎砲台跡・濃霞山戦争遺跡（ほか） |  | 佐伯市平和祈念館 やわらぎ |
| 山の さいき | ④ 祖母・傾山系が織りなす自然と大地の恵み | 大師庵宝塔・宇藤木橋・磨崖石塔・木浦千人間歩・藤河内渓谷・跳子八景・カモシカ・小半鍾乳洞・鷹鳥屋山の自然林・本匠の埋没樹木（ほか） |  | 磨崖石塔 [県指定] |
| | ⑤ 大野郡宇目郷と日向道 | 切支丹柄鏡・墨つけ祭り・宇目の唄げんか・重岡キリシタン墓・木浦千人間歩・朝日嶽城跡・西南戦役古戦場陸地峠・日向道（ほか） |  | 西南戦争時の 政府軍・西郷郡の動き |
| 人が集い活躍する さいき | ⑥ 豊後南部の雄 佐伯氏の栄華 | 十三重塔・常楽寺鰐口・盛嶽文書・御手洗家文書・梅牟礼実録・千束楽・梅牟礼城跡・因尾砦跡・小田山城跡（ほか） |  | 盛嶽文書 [市指定] |
| | ⑦ 佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家 | 佐伯城三ノ丸櫓門・赤木村大庄屋の御用日記・温故知新録・佐伯文庫・毛利家資料・佐伯藩政史料・佐伯城跡・佐伯城下町（ほか） |  | 佐伯城三ノ丸櫓門 [県指定] |
| | ⑧ 初代佐伯藩主 毛利高政 | 毛利高政書状・温故知新録・毛利家資料・佐伯藩政史料・佐伯城跡（ほか） |  | 佐伯城跡 [国指定] |
| | ⑨ 文教のまち 佐伯と先哲 | 小林九左衛門の廟・金馬橋碑・矢野龍溪自筆書幅・佐伯文庫・佐藤蔵太郎旧蔵資料・中島子玉墓（ほか） |  | 矢野龍溪自筆書幅 [市指定] |
| 文化がつながり 交わる さいき | ⑩ 多彩な芸能・行事の多様なルーツ | 神踊・杖踊・佐伯神楽・風流・杖踊・千束楽・葛原神楽・堅田踊り・墨つけ祭り・重岡岩戸神楽・釘戸白熊・疫神斎（ほか） |  | 神踊・杖踊 [県指定] |

【関連歴史文化資源群⑦ 佐伯の殿様浦でもつ 佐伯藩と毛利家】

ストーリーの概要

江戸時代は本市域の大半が佐伯藩2万石に属し、一貫して毛利家が統治した。比較的安定した藩政の結果、豊かで質の良い歴史文化資源が今日まで残されている。小藩ながら、豊富な海産資源や干鰯に代表される加工品、さらに漁業・海上交通にかかる税収が財政を潤し、石高以上の経済力を持つに至った佐伯藩毛利家は、いつしか「佐伯の殿様浦でもつ」と謳われた。江戸時代中期から末期に至る「佐伯藩政史料」や「温故知新録」は、こうした藩の歴史を間断なくたどることができる。毛利家所用の武具や調度品、古文書などの資料群は「毛利家資料」として伝来し、佐伯藩の成立や歴代藩主の生活をうかがい知ることができる。

初代藩主毛利高政が築城し、藩政の拠点となった「佐伯城」は、中世山城の構造を踏襲した近世城郭として評価される。さらに山城の維持管理に関わる遺構が良く残る。その麓に形成された「佐伯城下町」は、番匠川とその支流を掘と水路として取り込んでいる。城下に設けた船着き場からは番匠川・豊後水道に直接出ることができ、川や海と深く結びついた城下町である。

この他、佐伯藩領内には歴代藩主の事績や藩政に関わる歴史文化資源が、各地の寺社や庄屋家に受け継がれ、毛利家の治世を伝えている。



文化財保存活用地域計画認定基準

文化財保護法第183条の3 第5項

1. 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
2. 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3. 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

文化財保存活用地域計画の認定件数

| | 現在認定 | 新規認定 | 累計 |
|-------|------|------|-----|
| 市区町村数 | 119 | 20 | 139 |
| 都道府県数 | 36 | 3 | 39 |